

官報 号外

平成十一年十一月十八日

○第四百四十六回 衆議院會議録 第五号

平成十一年十一月十八日(木曜日)

議事日程 第三号

平成十一年十一月十八日
午後一時開議

- 第一 一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出)
- 第四 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出)
- 第五 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(与謝野馨君外五名提出)
- 第六 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十一年十一月十八日 衆議院會議録第五号

日程第二 特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出)

日程第四 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出)

日程第五 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(与謝野馨君外五名提出)

日程第六 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案外四案

午後一時三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長榎竹繁雄君。

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○榎竹繁雄君(登壇) ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月十一日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は、一般職の職員との給与について、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額及び宿日直手当の額の改定、福祉職俸給表の新設、期末手当等の支給割合の引き下げ並びに育児休業中の職員に対する期末・勤続手当等の支給などを行おうとするものであります。

次に、特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員との給与と改定にあわせて、秘書官の俸給月額の改定を行おうとするものであります。

以上、両法律案は、参議院から送付されたものであります。去る十一月十二日日本委員会に付託され、同月十六日統務局長官から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案は、それぞれ賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出)
日程第四 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出)
日程第五 特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案(与謝野馨君外五名提出)
日程第六 裁判官の報酬等に関する法律及び

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、東中光雄君外一名提出、サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、内閣提出、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案、日程第五、与謝野馨君外五名提出、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案、日程第六、内閣提出、参議院送付、裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長武部勲君。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案及び同報告書

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案及び同報告書

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(武部勲君登壇)

○武部勲君 ただいま議題となりました五法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、東中光雄君外一名提出のサリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、団体の活動として役員または構成員においてサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性にかんがみ、当該団体に対し、その活動状況を明らかにし、または無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講じようとするものであります。

次に、内閣提出の無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案は、過去に団体の活動として役員または構成員が無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持している団体について、その活動状況を明らかにし、または当該行為の再発を防止するために、一定期間公安調査庁長官の観察に付し、当該団体から活動状況に係る事項について定期の報告徴取及び当該団体施設への立入検査を行うことができる観察処分の制度を設ける等必要な規制措置を定め、もって公共の安全の確保に寄与しようとするものであります。

次に、与謝野馨君外五名提出の特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案は、無差別大量殺人行為によって被害を受けた者の救済に資するため、特定破産法人と一定の密接な関係にある特別関係者が有する財産を、当該特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基づいて得た財産であるものと推定する等、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをしようとするものであります。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案及び特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案は、去る十一月二日に提出され、同月五日本会議において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案について趣旨説明及び質疑が行われた後、同日両案は本委員会に付託されました。

本委員会においては、両案を一括して議題とし、同日日井法務大臣及び提出者杉浦正健君から提案理由の説明を聴取した後、去る九日から質疑に入り、参考人から意見を聴取する等の審査を行いました。

また、去る十二日サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案が提出され、十六日に本委員会に付託となり、昨十七日同法律案について提出者東中光雄君から提案理由の説明を聴取するとともに、同日提出された自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の共同提案による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に対する修正案及び日本共産党の提案による特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案に対する修正案について、それぞれ提出者より提案理由の説明を聴取した後、三案及び両修正案について質疑を行い、これを終了し、討論、採決いたしました。

採決の結果は、まず、サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって否決すべきものと決し、次に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、次に、特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案については、

修正案は賛成多数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

続きまして、裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬並びに検察官の俸給を改定するとともに、育児休業をしている裁判官に対し、期末手当、勤勉手当または期末特別手当を支給しようとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第三、東中光雄君外一名提出、サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

次に、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六及び第七の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長一見伸明君。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕
○二見伸明君 たいま議題となりました防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じてその俸給月額を改定等を行うとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、一般職の職員の例に準じて、参事官等及び自衛官の俸給月額並びに防衛大学校等の学生手当の月額の改定を行うこと、

第二に、営外手当の月額の改定を行うこと
であります。

以上のほか、一般職給与法改正に伴う規定の整備、施行期日、適用日及び俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しているところであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長大島理森君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○大島理森君 たいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案ですが、本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される給料表の全給料月額等につきましても同様の改定を行い、本年四月一日から適用しようとするものであります。

次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案ですが、本案は、一般職の国家公務員に準じ、育児休業中の国会職員に對しても期末・勤続手当等を勤務実績に依じて支給しようとするものであり、平成十二年一月一日から施行することとしております。

両法律案は、いずれも参議院提出によるもので、去る十二日本委員会に付託され、本日、提案理由の説明を聴取し、順次採決の結果、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきもの

であります。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

と決し、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入りまず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時二十四分散会

- 出席國務大臣
法務大臣 白井日出男君
國務大臣 瓦 力君
國務大臣 統 訓弘君

○議長の報告

(理事補欠選任)
一、去る十六日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 松本 純君(理事小此木八郎君去る十月五日委員辞任につきその補欠)

理事 虎島 和夫君(理事小林興起君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴木 俊一君(理事植竹繁雄君去る十月二十九日委員長就任につきその補欠)

理事 岩田 順介君(理事佐々木秀典君去る十六日理事辞任につきその補欠)

理事 山元 勉君(理事北村哲男君去る十六日理事辞任につきその補欠)

一、昨十七日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 稲葉 大和君(理事岸本光造君昨十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
近岡理一郎君 補欠 御法川英文君
武藤 嘉文君 田中 和徳君

法務委員
加藤 絃一君 補欠 望月 義夫君

厚生委員
渡辺 喜美君 小林 多門君
望月 義夫君 加藤 絃一君

大村 秀章君 補欠 桜田 義孝君
砂田 圭佑君 江波 聡徳君

江波 聡徳君 中川 正春君
土肥 隆一君 中川 正春君

中川 正春君 土肥 隆一君
桜田 義孝君 大村 秀章君

川端 達夫君 補欠 中川 正春君
中山 義活君 奥田 建君

奥田 建君 島 聡君
島 聡君 川端 達夫君

安全保障委員
河合 正智君 補欠 旭道山和泰君
旭道山和泰君 河合 正智君

科学技術委員
木村 隆秀君 補欠 山口 泰明君
斉藤 鉄夫君 近江巳記夫君

山口 泰明君 一川 保夫君
中西 啓介君 木村 隆秀君

近江巳記夫君 斉藤 鉄夫君
一川 保夫君 中西 啓介君

環境委員
土井たか子君 補欠 知久馬三子君
知久馬三子君 土井たか子君

議院運営委員

藤橋 泰文君 補欠 佐藤 勉君
佐藤 勉君 藤橋 泰文君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
枝野 幸男君 補欠 山本 謙司君
権藤 恒夫君 三沢 淳君

加藤 絃一君 岩永 峯一君
菅 義偉君 中野 正志君

菅 義偉君 中野 正志君
藤井 孝男君 熊代 昭彦君

三沢 淳君 権藤 恒夫君
岩永 峯一君 加藤 絃一君

熊代 昭彦君 藤井 孝男君
中野 正志君 菅 義偉君

農林水産委員
河井 克行君 補欠 田中 和徳君
木部 佳昭君 渡辺 喜美君

岸本 光造君 大石 秀政君
矢上 雅義君 松本 純君

木部 佳昭君 石井 紘基君
大石 秀政君 岸本 光造君

河井 克行君 河井 克行君
松本 純君 石井 紘基君

通信委員
中尾 栄一君 補欠 古屋 圭司君
古屋 圭司君 中尾 栄一君

建設委員

長内 順一君

赤松 正雄君

科学技術委員

近藤 昭一君

吉田 治君

齊藤 鉄夫君

中西 啓介君

桑原 豊君

渡辺 周君

山中 輝子君

遠増 拓也君

予算委員

高鳥 修君

中川 昭一君

古賀 一成君

五島 正規君

肥田美代子君

北沢 清功君

戸井田 徹君

吉田六左門君

菅 直人君

仙谷 由人君

嶋山由紀夫君

古賀 一成君

北沢 清功君

土井たか子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

山口 泰明君

小島 敏男君

補欠 赤松 正雄君

長内 順一君

補欠 渡辺 周君

桑原 豊君

山中 輝子君

遠増 拓也君

吉田 治君

近藤 昭一君

齊藤 鉄夫君

中西 啓介君

補欠 戸井田 徹君

吉田六左門君

嶋山由紀夫君

菅 直人君

仙谷 由人君

土井たか子君

高鳥 修君

中川 昭一君

五島 正規君

肥田美代子君

古賀 一成君

北沢 清功君

菅 直人君

仙谷 由人君

嶋山由紀夫君

古賀 一成君

北沢 清功君

土井たか子君

菅 直人君

仙谷 由人君

嶋山由紀夫君

古賀 一成君

北沢 清功君

土井たか子君

菅 直人君

仙谷 由人君

小島 敏男君

山口 泰明君

藤井 孝男君

林田 彪君

(公聴会開会承認)

一、科学技術委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、意見を聞くこととする問題

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

平成十一年十一月十六日

科学技術委員長 北側 一雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出、衆法第四号)

法務委員会 付託

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

以上二件 科学技術委員会 付託

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事再生法案(内閣提出第六四号)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十一年十一月十六日

内閣委員長 植竹 繁雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

本孝史君提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月十二日

参議院議長 高藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	137,500	174,400	198,000	225,000	248,100	264,300	284,300	306,300	331,300	359,300	389,300
2	196,500	242,000	283,800	333,000	381,000	428,000	483,000	536,000	596,000	654,000	715,000
3	141,900	181,400	203,800	242,000	281,700	322,800	365,000	408,000	452,000	497,000	544,000
4	146,500	188,900	211,900	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	459,500
5	151,800	195,000	218,500	260,400	278,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	268,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	168,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,800	305,700	330,300	354,100	379,100	425,900	466,900	531,800
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,800	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	358,000	382,600	408,000	458,800	499,300	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	365,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,300	476,400	515,800	586,300
14	188,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	488,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400	538,300	603,200
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,800	450,500	498,900	545,300	609,200
18		249,500	297,000	351,600	371,800	408,700	426,000	454,400	502,200	548,300	612,200
19		251,500	300,300	354,800	374,900	412,300	429,700	458,300	505,000	551,300	615,200
20			302,700	357,200	377,800	415,600	433,300	462,000	507,000	554,300	618,200
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,600	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26			314,600	371,100	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるもの俸給月額は、この表の額にかかわらず、164,200円とする。

□ 行政職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	168,600	187,800	206,200	233,400	262,600
2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
28	232,700	277,800	310,900	328,800		
29	234,700	279,400	312,800	331,000		
30	236,700	281,100	314,800	333,200		
31	238,600	282,700	316,800	335,400		
32	240,400	284,400				
33		286,100				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円	7 級 俸給月額 円
1	—	226,200	275,200	313,500	341,300	380,200	430,100
2	158,600	237,400	287,100	326,400	353,700	392,800	444,800
3	165,400	248,800	299,100	338,100	366,100	405,400	459,500
4	175,000	260,100	311,000	348,800	378,200	418,000	474,300
5	182,300	271,200	322,800	359,500	390,100	430,700	488,800
6	190,100	281,700	334,400	369,500	402,000	443,100	503,200
7	197,400	292,300	344,500	379,200	413,800	455,300	517,500
8	204,900	302,700	354,400	388,800	425,800	466,900	531,800
9	212,400	313,100	364,000	398,400	437,600	478,300	546,100
10	220,400	323,200	373,500	408,000	448,700	489,400	560,400
11	228,500	331,300	382,700	417,600	458,800	499,200	571,800
12	236,200	338,900	391,700	426,600	468,500	508,200	579,200
13	243,700	346,500	400,400	434,700	476,400	515,800	586,300
14	250,400	353,400	407,400	440,700	483,100	522,900	592,500
15	256,900	358,400	413,100	446,600	489,800	527,500	597,300
16	263,300	361,700	416,400	450,500	494,400		
17	268,900	364,300	419,700	454,400	498,900		
18	274,200	366,700	423,100	458,300	503,200		
19	279,300	369,100	426,500	462,000			
20	284,500	371,500	430,000	465,800			
21	289,100	373,900	433,400				
22	293,300	376,300	437,000				
23	297,000						
24	300,300						
25	302,700						

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	153,500	198,200	217,400	254,900	274,700	295,800	315,700	337,500	369,400	405,100	445,100
2	158,800	205,800	225,500	263,900	283,900	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500	458,800
3	167,200	213,100	232,900	273,200	293,300	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	174,600	219,000	240,600	282,400	302,700	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	182,200	223,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200
6	191,000	228,700	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	198,300	233,600	269,100	318,800	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	201,300	237,200	275,000	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100
9	204,300	240,400	280,800	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	208,500	243,200	286,400	343,900	364,200	395,200	418,900	439,700	469,100	507,500	571,800
11	208,600	246,200	291,700	351,400	370,500	404,900	428,700	449,400	477,600	518,300	579,200
12	210,500	249,200	296,100	356,700	376,200	414,500	438,400	458,500	486,100	525,100	586,300
13	212,100	252,200	300,100	360,900	381,900	424,300	443,300	466,800	494,500	532,800	592,500
14		254,300	303,700	364,900	387,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
15			307,000	368,400	391,700	438,900	455,500	481,000	507,100		
16			309,200	371,100	395,200	444,600	459,800	485,100	511,200		
17				373,600	398,500	448,900	464,400	489,200	515,300		
18				375,900	401,800	452,500	467,900	493,300			
19				378,100	404,600	455,900	471,400	497,000			
20				380,300	407,200	459,300	475,000	500,800			
21				382,400		462,800	478,700				
22				384,500		466,300					
23						469,900					
24											

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の徴収及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

公安職俸給表（一）

号	俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号	俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	俸	180,200	175,900	183,300	202,800	237,400	275,300	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	俸	186,900	183,300	192,600	211,600	245,800	284,600	305,000	325,900	348,000	379,800	417,500	458,900
3	俸	174,100	192,600	192,600	220,000	264,600	303,500	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	俸	181,300	202,600	210,400	227,700	274,000	313,000	336,100	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	俸								356,900	379,400	411,000	452,000	491,700
6	俸	190,000	210,400	218,100	235,400	283,200	322,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200
7	俸	199,900	218,100	225,700	243,100	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
8	俸	207,500	225,700	232,700	251,200	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
9	俸	215,100	232,700	240,100	259,600	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100
10	俸	222,600	240,100	246,200	267,700	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
11	俸	228,600	248,200	256,300	275,900	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800
12	俸	237,000	255,300	264,400	284,100	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	515,300	579,200
13	俸	245,100	263,400	272,500	292,400	345,500	382,500	414,500	436,400	458,500	486,100	522,600	586,300
14	俸	252,200	271,400	280,700	300,300	353,600	390,400	424,300	443,300	465,500	494,600	532,000	592,500
15	俸	260,300	279,400	288,800	308,300	360,900	398,200	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
16	俸	268,300	287,300	296,400	316,500	368,500	405,400	438,900	455,500	481,000	507,100	541,000	603,200
17	俸	275,800	294,600	303,900	325,000	376,300	412,600	444,600	459,800	485,100	511,200	544,000	609,000
18	俸	282,700	301,400	311,400	333,400	384,200	418,400	448,300	464,400	489,200	515,300	547,000	614,800
19	俸	289,200	308,800	318,800	341,500	392,000	424,100	452,500	467,900	493,300	519,000	551,000	620,600
20	俸	295,800	315,600	326,000	348,800	399,200	427,800	455,300	471,400	497,000	522,000	554,000	626,400
21	俸	302,400	322,400	333,200	356,400	406,400	430,900	459,300	475,000	500,800			
22	俸	308,600	329,000	340,200	364,100	412,300	433,900	462,800	478,700				
23	俸	315,100	335,400	347,100	372,200	418,200	437,100	466,300					
24	俸	321,100	341,900	354,000	380,000	421,900	440,300	469,800					
25	俸	324,900	345,500	360,800	387,200	425,000	443,200						
26	俸	332,800	355,100	367,600	394,400	429,000	446,400						
27	俸	335,600	361,300	373,800	400,400	431,100							
28	俸	343,600	366,800	379,300	406,800	434,300							
29	俸	347,200	371,700	384,300	410,000	437,200							
30	俸	351,000	376,100	389,300	413,100	440,200							
31	俸	354,900	380,700	392,300	416,100								
32	俸	358,700	385,400	395,100	419,200								
33	俸	361,200	386,000	397,800	422,400								
34	俸		388,600	400,800	425,300								
35	俸		391,200	403,400	428,200								
36	俸		393,900	406,200									
37	俸		409,000										

備考（一） この表は、警務官、警官、警士、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 （二） 3 級の 3 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,400 円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	153,500	198,200	217,400	254,900	274,700	298,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	160,000	205,800	225,500	263,900	283,800	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500	456,800
3	167,900	213,100	232,900	273,200	293,300	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	175,900	219,000	240,600	282,400	302,700	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	184,000	224,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,800	508,200
6	191,600	230,400	263,000	310,100	330,400	356,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	198,300	235,700	270,000	318,800	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	202,900	240,700	276,600	327,400	348,400	376,800	397,200	420,000	450,800	489,800	546,100
9	207,300	245,300	283,200	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	211,500	250,000	289,600	343,900	365,000	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,900
11	215,600	255,200	295,300	351,400	372,800	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
12	219,400	260,400	300,900	357,900	380,300	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	586,300
13	223,800	265,400	306,400	363,100	387,600	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600	592,500
14	226,400	270,200	312,000	368,000	394,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
15	229,800	274,400	316,600	372,400	399,300	436,900	455,500	481,000	507,100		
16	233,000	278,100	321,100	375,500	404,000	444,600	459,900	485,100	511,200		
17	235,800	281,800	325,300	378,500	407,700	448,900	464,400	489,200	515,300		
18	238,400	283,700	328,600	381,200	411,100	452,500	467,900	493,300			
19	240,700		331,100	384,000	414,200	455,900	471,400	497,000			
20											
21	242,700		333,090	386,800	417,000	458,300	475,000	500,800			
22			334,900	389,000	419,600	462,800	478,700				
23			336,800	391,200		466,300					
24			338,700	393,400		469,800					
25			340,700								
26			342,600								

備考(一) この表は、警察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員の人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			257,200	310,100	338,700	377,300	464,100
2	165,000	219,000	266,400	324,000	350,300	390,900	477,100
3	174,500	227,800	276,400	337,300	361,900	404,500	490,000
4	184,300	236,900	286,900	348,600	373,600	422,300	502,600
5	194,100	245,000	300,800	360,000	385,100	440,000	515,000
6	204,600	253,000	314,500	371,500	396,300	457,200	526,900
7	215,300	260,700	327,600	382,900	410,600	469,500	538,400
8	222,100	268,400	336,300	394,000	424,600	481,400	548,800
9	228,500	276,300	344,900	405,100	438,100	492,400	558,200
10	233,300	283,600	353,500	416,000	447,600	503,400	565,400
11	237,100	290,800	361,600	426,800	456,700	513,900	572,400
12	241,200	297,200	369,300	435,400	465,200	522,600	579,000
13	245,200	303,000	376,800	442,500	473,400	529,800	585,300
14	249,100	308,800	384,000	449,500	480,200	535,800	591,000
15	252,400	313,400	390,900	456,300	485,300	541,300	595,600
16	255,600	318,000	397,500	460,700	489,400	546,400	
17	258,900	322,400	403,500	464,000	493,400	550,400	
18	262,000	325,500	406,500	467,400	497,300	554,300	
19	264,000	328,600	409,400	470,800	501,200	558,300	
20			412,200	474,300	505,000	562,400	
21			415,100	477,800	508,700		
22			418,000	481,300	512,400		
23			420,900	484,800	516,300		
24			423,800	488,300			
25			426,900	492,000			
26			430,000				
27			433,100				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 海事職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	207,500	235,200	268,400	301,800
2	139,900	175,800	214,400	242,700	276,700	310,100
3	143,900	183,800	220,800	250,500	285,400	318,400
4	149,000	192,600	227,800	259,400	293,600	326,700
5	155,000	200,300	235,100	268,000	300,800	335,200
6	161,000	207,000	242,600	276,200	307,700	344,100
7	167,900	213,500	250,400	284,400	314,300	352,700
8	175,500	219,000	259,100	291,200	320,900	361,000
9	182,800	225,300	267,600	297,800	327,100	368,900
10	191,100	231,600	275,500	304,300	333,200	376,900
11	198,700	238,200	283,100	310,500	339,100	384,900
12	205,200	244,800	289,700	316,300	344,800	392,500
13	211,600	250,900	296,100	321,500	350,600	400,000
14	217,000	257,400	302,400	326,700	355,900	407,100
15	222,300	263,700	308,100	331,200	360,800	413,500
16	227,600	269,600	313,600	335,500	365,600	419,500
17	232,800	275,400	318,100	339,200	369,900	425,500
18	237,700	280,900	322,500	342,700	373,700	431,300
19	242,800	286,300	326,800	346,100	376,800	437,000
20	247,300	291,100	330,600	349,100	379,700	442,100
21	250,600	295,000	333,200	352,100	382,600	446,900
22	253,500	297,700	335,800	354,400	385,500	451,300
23	255,500	300,400	338,300	356,600	388,400	455,000
24		302,800	340,600	358,800	391,300	
25		304,800	342,600	361,000	394,200	
26		306,600	344,600	363,200	397,100	
27		308,300	346,500	365,400	400,000	
28		310,000	348,400	367,700		
29		311,800	350,300	370,100		
30			352,200			
31			354,200			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六條關係)

イ 教育職俸給表 (一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	260,500	294,500	378,000
2	164,400	207,300	273,900	309,900	393,700
3	172,500	216,500	287,100	325,500	406,500
4	182,800	226,000	301,200	341,000	419,200
5	193,700	235,900	315,400	356,600	431,600
6	201,700	245,600	329,600	372,200	443,600
7	209,500	258,800	343,300	387,700	455,600
8	217,500	271,800	357,000	399,200	467,500
9	226,200	284,800	370,600	410,200	479,200
10	236,000	297,100	380,800	420,200	490,800
11	244,200	309,400	391,000	429,500	502,500
12	253,000	321,500	400,900	438,300	514,100
13	261,400	329,700	409,800	447,000	525,800
14	269,500	336,800	418,500	454,900	537,300
15	277,100	343,700	426,400	462,500	548,000
16	284,500	350,400	434,000	469,800	557,400
17	291,400	357,000	441,300	476,200	566,800
18	298,000	363,000	448,600	482,100	576,100
19	304,500	369,000	454,800	487,700	585,200
20	310,600	374,800	459,800	493,300	593,800
21	316,500	380,400	464,400	498,800	600,300
22	321,500	386,000	467,600	504,200	605,400
23	326,200	390,800	470,800	509,400	610,200
24	330,700	394,900	473,900	513,500	
25	334,300	397,800	477,000	516,900	
26	337,500	400,700	480,100	520,400	
27	340,600	403,600	483,300		
28	343,400	406,400	486,500		
29	345,600	409,200			
30	347,700	412,000			
31	349,800	414,800			
32	351,900	417,700			
33	353,900	420,700			
34	356,000	423,700			
35	358,100				
36	360,200				
37	362,400				
38	364,800				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表 (二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	320,900	418,500
2	150,600	195,300	335,000	428,700
3	157,100	202,500	348,600	438,500
4	164,400	210,100	359,100	448,300
5	172,500	217,900	369,500	458,000
6	181,700	226,100	380,100	467,200
7	191,800	237,600	390,200	476,300
8	198,700	249,800	400,200	485,000
9	206,000	262,000	410,100	494,300
10	213,000	275,000	419,600	503,500
11	220,400	288,200	428,700	513,800
12	228,200	301,700	437,600	523,100
13	236,900	315,700	446,100	531,800
14	244,900	329,700	454,000	539,400
15	253,000	342,700	461,700	544,000
16	261,200	352,900	469,300	
17	269,200	363,100	477,600	
18	277,100	373,200	485,900	
19	284,900	382,800	494,000	
20	292,000	392,300	502,100	
21	298,700	401,500	510,200	
22	305,000	409,600	517,200	
23	311,200	417,000	521,400	
24	317,200	424,400		
25	323,200	431,400		
26	329,100	437,800		
27	334,700	443,400		
28	340,200	448,900		
29	345,400	453,800		
30	349,200	458,300		
31	352,300	462,700		
32	355,200	467,000		
33	358,100	470,000		
34	360,100			
35	362,100			
36	364,000			
37	365,800			
38	367,600			
39	369,800			
40	372,000			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	278,500	413,300
2	150,600	166,600	292,500	422,400
3	157,100	175,000	306,700	431,100
4	164,400	184,200	320,900	439,800
5	172,500	195,300	335,000	448,200
6	181,700	202,500	348,600	456,200
7	191,800	210,100	359,100	464,100
8	198,700	217,900	369,500	471,500
9	205,900	226,100	379,900	478,700
10	212,800	237,600	389,000	485,600
11	219,800	249,800	397,700	492,800
12	227,100	262,000	406,100	500,100
13	234,900	275,000	414,400	506,800
14	242,500	288,200	422,200	512,100
15	249,700	301,700	429,900	516,200
16	256,900	315,700	437,300	
17	263,700	329,700	444,300	
18	270,300	342,700	451,000	
19	276,900	352,900	457,700	
20	282,900	362,900	463,800	
21	288,300	372,900	469,300	
22	293,400	381,400	474,100	
23	298,200	389,800	478,400	
24	302,500	397,600	482,200	
25	305,900	404,700	485,400	
26	309,300	411,200	488,400	
27	312,700	417,000		
28	315,200	422,400		
29	317,000	427,400		
30	318,800	432,300		
31	320,600	437,100		
32	322,400	441,300		
33	324,300	445,500		
34		449,700		
35		453,300		
36		455,900		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表 (四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	208,500	260,500	325,500	467,400
2	173,300	217,100	273,900	341,000	479,100
3	184,200	226,300	287,100	356,600	490,600
4	195,700	236,100	301,500	372,200	502,100
5	207,300	245,700	315,900	387,700	513,600
6	214,500	258,800	330,300	399,200	525,400
7	222,400	271,800	345,800	410,200	537,100
8	230,500	284,800	361,300	421,500	547,800
9	238,700	298,200	376,800	431,600	557,200
10	247,200	311,500	388,300	443,600	566,600
11	256,000	324,700	399,300	455,600	575,800
12	264,700	338,000	410,100	467,500	585,000
13	273,100	351,300	420,100	479,200	593,400
14	281,200	364,400	429,500	490,700	600,100
15	289,100	373,600	438,000	502,200	605,200
16	296,500	382,800	446,300	513,700	610,000
17	303,900	392,000	453,900	525,500	
18	310,700	400,400	461,300	534,100	
19	317,200	408,800	467,600	539,500	
20	323,000	416,800	473,000	544,800	
21	328,400	424,800	478,200	550,600	
22	333,400	432,400	483,100	556,400	
23	338,300	439,800	487,900	561,900	
24	342,600	446,100	492,800	566,600	
25	346,800	451,500	496,300	570,900	
26	350,200	456,700	499,700		
27	352,700	461,600	503,200		
28	355,100	466,400			
29	357,900	471,300			
30	360,600	474,800			
31	363,300	478,100			
32	365,800	481,400			
33	368,300				
34	370,800				
35	373,400				
36	376,100				
37	378,800				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	263,100	306,000	351,700
2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
24	291,400	367,400	448,700		
25	296,200	370,300	452,200		
26	300,100	373,200			
27	303,900	376,100			
28	306,800	379,000			
29	309,300	381,900			
30	311,400				
31	313,500				
32	315,600				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	305,100	357,800	439,900
2	241,900	321,700	375,100	453,200
3	252,300	338,500	392,400	465,600
4	268,100	355,400	409,700	477,800
5	284,900	372,400	422,900	489,600
6	301,300	389,600	436,300	501,300
7	317,100	406,800	449,300	512,400
8	333,100	419,800	461,600	523,000
9	348,400	431,500	473,500	533,600
10	361,600	442,400	484,700	543,600
11	374,800	452,200	495,700	553,600
12	387,600	461,600	506,400	562,800
13	397,100	470,800	516,400	571,600
14	406,200	479,800	526,400	580,500
15	413,700	488,700	535,100	589,100
16	418,500	497,500	543,800	597,800
17	423,100	503,800	552,400	605,900
18	425,800	508,800	559,300	612,600
19		513,100	566,000	617,900
20		516,600	570,800	622,700
21		520,200	575,600	
22		523,800	580,300	
23		527,300	584,500	
24		530,900	588,800	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 医療職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			211,100	235,700	273,500	316,600	353,500	419,200
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500	431,600
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500	444,000
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400	456,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200	468,700
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000	481,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100	493,300
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100	505,800
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600	518,600
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000	531,400
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800	539,300
12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900	546,700
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500	553,600
14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100	560,400
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900	565,800
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100	570,300
17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400	
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300		
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000		
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800		
21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200			
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700			
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300			
24		304,300	365,600	389,900				
25		306,100	367,900	392,300				
26		307,900	370,000	394,900				
27		309,800	372,100	397,700				
28		311,700	374,300					
29			376,500					
30			378,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900
9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400	
22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800		
24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500		
25	291,600	346,500	390,600	411,500			
26	295,700	350,400	393,900	414,900			
27	299,300	353,900	397,000	417,900			
28	302,600	357,000	399,900	420,500			
29	305,100	359,700	402,700				
30	307,200	361,800	405,500				
31	309,000	363,900	408,000				
32	310,900	365,900					
33	312,900	367,900					
34	314,900	370,000					
35	316,800	372,100					
36	318,700	374,400					
37	320,600	376,800					
38	322,700	379,200					
39	324,700						
40	326,800						
41	328,800						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六條關係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	194,700	244,300	265,700	306,300	341,300
2	155,300	202,200	253,400	274,900	316,600	353,700
3	160,900	209,900	262,700	284,300	327,100	366,100
4	166,800	217,700	271,400	293,800	337,800	378,200
5	172,900	226,100	280,100	303,600	348,500	390,100
6	179,700	234,500	288,800	313,700	359,200	402,000
7	186,900	243,200	297,500	323,700	369,300	413,800
8	194,600	252,200	306,200	333,900	379,100	425,800
9	200,900	261,400	314,800	344,100	388,800	437,600
10	206,600	270,000	323,200	354,100	398,400	448,700
11	212,300	278,600	331,400	363,800	408,000	458,800
12	217,900	287,000	339,000	373,300	417,600	468,500
13	223,500	295,300	346,500	382,600	426,600	476,400
14	229,000	303,400	353,800	391,600	434,700	483,100
15	234,500	311,200	359,600	400,300	440,700	489,800
16	239,900	318,600	364,500	407,400	446,600	494,400
17	245,300	325,700	368,500	413,100	450,500	498,900
18	250,100	332,600	371,900	418,000	454,400	503,200
19	254,500	338,800	374,900	422,300	458,300	
20	258,900	344,500	377,800	426,000	462,000	
21	263,000	348,200	380,400	429,700	465,800	
22	267,000	351,600	383,000	433,300		
23	270,600	354,900	385,600	437,000		
24	273,900	357,200	388,200	440,700		
25	276,800	359,500	390,900			
26	279,500	361,800	393,700			
27	281,700	364,100				
28	283,700	366,400				
29	285,700	368,800				
30	287,700	371,100				
31	289,700	373,400				
32	291,600	375,800				
33	293,500					
34	295,400					
35	297,300					
36	299,200					
37	301,100					
38	303,000					
39	304,900					

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
別表第九を別表第十とし、別表第八の次に次の一表を加える。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。
(期末手当等の支給)

第七条の二 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間において勤務した期間(人事

院規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、第五条第一項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤続手当を支給する。

3 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の八第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間において勤務した期間(人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

第十一条第二項中(昭和二十五年法律第九十五号)を削る。
第十三条中「と」の下に、「第七条の二第二項中」一般職の職員の給与に関する法律とあるのは「防衛庁の職員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条

の二第一項又は第二十五条第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第三項中「一般職の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」とを削る。

第四條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第四條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額
1	423,000
2	499,000
3	580,000
4	675,000
5	787,000
6	899,000

第六條第二項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額
1	347,000
2	388,000
3	420,000

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改め、同法第十九条の八第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に改め、同法別表第一から別表第八までの改正規定を次のように改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

行政職俸給表 (一)

職階	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	137,500	174,400	189,000	225,000	243,100	284,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	141,900	181,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,600	316,600	353,700	392,800	444,600
3	146,500	188,900	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	151,800	195,000	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	376,200	418,000	474,300
5	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
6	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
7	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	468,900	531,800
8	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	338,900	363,800	389,800	437,600	478,300	546,100
9	178,500	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,900	399,400	448,700	489,400	560,400
10	181,800	225,400	262,800	310,800	331,300	358,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
11	184,700	228,800	266,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
12	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	516,800	586,300
13	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
14	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,900
15	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,800	494,400	532,000	
16		246,800	293,800	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900	536,800	
17		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
18		251,500	299,300	354,800	374,900	412,300	429,700	458,300			
19		257,200	302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
20		262,800	306,700	359,500	380,400	419,800	437,000	465,800			
21		266,500	308,700	381,800	383,000	422,500	440,700				
22		268,800	308,700	384,100	385,600	426,300					
23		270,000	312,700	386,400	388,200	429,900					
24		271,100	314,700	388,800	390,900						
25		271,100	314,700	388,800	390,900						
26		271,100	314,700	388,800	390,900						
27		271,100	314,700	388,800	390,900						
28		271,100	314,700	388,800	390,900						
29		271,100	314,700	388,800	390,900						
30		271,100	314,700	388,800	390,900						
31		271,100	314,700	388,800	390,900						
32		271,100	314,700	388,800	390,900						
33	153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	373,000	413,800	468,400

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 8級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

行政職俸給表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
任用 の 再 用 員 外 職	1	円 —	円 168,600	円 187,800	円 206,200	円 233,400	円 262,600
	2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
	3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
	4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
	5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
	6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
	7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
	8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
	9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
	10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
	11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
	12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
	13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
	14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
	15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
	16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
	17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
	18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
	19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
	20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
	21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
	22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
	23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
	24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
	25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
	26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
	27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
	28	232,700	277,800	310,900	328,800		
	29	234,700	279,400	312,800	331,000		
	30	236,700	281,100	314,800	333,200		
	31	238,600	282,700	316,800	335,400		
	32	240,400	284,400				
	33		286,100				
再任用 職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員	1	—	226,200	275,200	313,500	341,300	380,200	430,100
	2	158,600	237,400	287,100	326,400	353,700	392,800	444,800
	3	165,400	248,800	299,100	338,100	366,100	405,400	459,500
	4	175,000	260,100	311,000	348,800	378,200	418,000	474,300
	5	182,300	271,200	322,800	359,500	390,100	430,700	488,800
	6	190,100	281,700	334,400	369,500	402,000	443,100	503,200
	7	197,400	292,300	344,500	379,200	413,800	455,300	517,500
	8	204,900	302,700	354,400	388,800	425,800	466,900	531,800
	9	212,400	313,100	364,000	398,400	437,600	478,300	546,100
	10	220,400	323,200	373,500	408,000	448,700	489,400	560,400
	11	228,500	331,300	382,700	417,600	458,800	499,200	571,800
	12	236,200	338,900	391,700	426,600	468,500	508,200	579,200
	13	243,700	346,500	400,400	434,700	476,400	515,800	586,300
	14	250,400	353,400	407,400	440,700	483,100	522,900	592,500
	15	256,900	358,400	413,100	446,600	489,800	527,500	597,300
	16	263,300	361,700	416,400	450,500	494,400		
	17	268,900	364,300	419,700	454,400	498,900		
	18	274,200	366,700	423,100	458,300	503,200		
	19	279,300	369,100	426,500	462,000			
	20	284,500	371,500	430,000	465,800			
	21	289,100	373,900	433,400				
	22	293,300	376,300	437,000				
	23	297,000						
	24	300,300						
	25	302,700						
再任職員		215,900	260,500	311,900	347,400	378,000	413,800	468,400

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三 税務職俸給表 (第六系関係)

階級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
1	153,500	182,200	206,500	225,500	248,200	266,500	281,700	298,400	307,000	317,100	328,200	340,300
2	159,800	191,000	208,600	228,700	254,900	283,000	301,100	318,800	329,200	341,400	354,600	368,900
3	167,200	201,300	210,500	233,600	273,200	302,900	314,700	328,200	334,800	349,000	364,000	379,900
4	174,600	204,300	212,100	240,600	282,400	324,800	346,600	368,900	379,400	400,800	429,800	452,000
5	182,200	223,800	248,200	265,600	300,900	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200	546,100
6	191,000	228,700	246,200	263,000	310,100	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500	561,500
7	198,300	233,600	248,200	269,100	318,800	365,900	387,300	410,100	441,000	480,900	528,100	578,200
8	201,300	237,200	252,200	275,000	327,400	375,800	397,200	420,000	452,800	489,900	532,600	582,500
9	204,300	240,400	254,300	280,900	335,800	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	537,000	587,300
10	206,500	248,200	266,500	286,400	343,900	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	549,000	597,500
11	208,600	246,200	261,700	281,700	331,400	370,500	404,900	426,700	449,400	477,900	516,300	559,200
12	210,500	248,200	266,100	296,100	336,700	376,200	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	566,300
13	212,100	252,200	266,100	300,100	340,900	381,900	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600	582,500
14		254,300	303,700	384,900	387,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	587,300	
15			307,000	368,400	391,700	438,900	455,500	481,000	507,100	549,000		
16			309,200	371,100	395,200	444,600	459,900	485,100	511,200	551,500		
17				373,600	398,500	448,300	464,400	489,200	515,300			
18				375,900	401,900	452,600	467,900	493,300				
19				378,100	404,600	455,900	471,400	497,000				
20					407,200	459,300	475,000	500,800				
21					382,400	462,800	478,700					
22					384,500	466,300						
23						489,900						
24	186,600	210,200	237,700	283,600	303,900	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,600	

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の徴収及び徴収に關する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3段の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六次関係)

公安職俸給表 (一)

職級の 番号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	160,200	175,900	183,300	302,800	237,400	275,300	295,900	315,700	337,600	359,400	405,100	445,100
2	166,300	183,300	192,600	311,300	245,800	284,600	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500	458,900
3	174,100	192,600	202,600	322,000	255,300	294,100	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	181,900	202,600	210,400	327,700	264,600	303,500	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	190,000	210,400	218,100	335,400	274,000	313,000	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000	491,700
6	199,900	218,100	226,700	343,100	282,600	321,600	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200
7	207,500	225,700	232,700	351,200	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
8	215,100	232,700	240,100	359,600	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	528,100
9	222,600	240,100	248,200	367,700	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	489,500	546,100
10	229,600	248,200	256,300	375,900	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
11	237,700	256,300	264,400	384,100	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,900
12	245,100	264,400	272,500	392,400	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
13	252,900	271,400	279,600	400,800	345,500	382,500	411,500	433,600	456,500	484,100	523,100	586,300
14	260,900	279,400	288,600	409,300	353,600	390,400	420,300	443,000	466,800	494,600	532,500	592,300
15	269,300	287,300	296,400	417,900	361,900	398,200	427,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,800
16	278,000	294,800	303,900	426,600	370,000	406,100	435,000	457,900	481,000	507,100	541,300	603,600
17	287,000	301,100	310,200	435,300	378,100	416,200	444,800	467,900	491,200	516,300	550,700	609,600
18	296,300	308,600	317,700	444,000	386,200	424,100	453,600	476,900	500,400	525,100	559,100	616,100
19	305,900	316,300	325,400	452,700	394,300	432,000	462,300	485,900	509,600	534,100	568,100	622,600
20	315,600	324,000	333,100	461,400	402,400	440,300	470,600	494,300	518,200	542,500	576,500	629,100
21	325,400	332,400	341,500	470,100	410,500	448,400	478,700	502,500	526,600	550,900	584,900	636,100
22	335,300	340,800	349,900	478,800	418,600	456,300	486,600	510,500	534,800	559,300	593,300	643,100
23	345,300	349,300	358,400	487,500	426,700	464,200	494,500	518,500	543,000	567,700	601,300	650,100
24	355,400	357,800	366,900	496,200	434,800	472,100	502,400	526,500	551,200	576,100	609,900	657,100
25	365,600	366,300	375,400	504,900	442,900	480,000	510,300	534,500	559,400	584,500	618,700	664,100
26	375,900	374,800	383,900	513,600	451,000	488,100	518,400	542,700	567,800	593,100	627,300	671,100
27	386,300	383,200	392,300	522,300	459,100	496,200	526,500	550,900	576,200	601,700	636,100	678,100
28	396,800	391,100	400,200	531,000	467,200	504,300	534,600	559,100	584,600	610,300	645,100	685,100
29	407,400	399,600	408,700	539,700	475,300	512,400	542,700	567,300	593,000	618,700	654,100	692,100
30	418,100	408,300	417,400	548,400	483,400	520,500	550,800	575,500	601,200	627,100	663,100	700,100
31	428,800	417,000	426,100	557,100	491,500	528,600	558,900	583,700	609,600	635,700	672,100	707,100
32	439,600	425,700	434,800	565,800	500,000	536,700	567,000	591,900	617,800	643,700	680,100	714,100
33	450,400	434,400	443,500	574,500	508,100	544,800	575,100	600,100	626,000	651,900	688,100	721,100
34	461,300	443,100	452,200	583,200	516,200	552,900	583,200	608,300	634,200	660,100	696,100	728,100
35	472,200	451,800	460,900	591,900	524,300	561,000	591,300	616,500	642,400	668,300	704,100	735,100
36	483,100	460,500	469,600	600,600	532,400	569,100	600,400	625,700	651,600	677,500	713,100	742,100
37	494,000	469,200	478,300	609,300	540,500	577,200	608,500	633,900	659,800	685,700	721,100	749,100
38	505,000	477,900	487,000	618,000	548,600	585,300	616,600	642,100	668,000	693,900	729,100	757,100
39	516,000	486,600	495,700	626,700	556,700	593,400	624,700	650,300	676,200	702,100	737,100	765,100
40	527,000	495,300	504,400	635,400	564,800	601,500	632,800	658,500	684,400	710,300	745,100	773,100
41	538,000	504,000	513,100	644,100	572,900	609,600	641,900	667,300	693,200	719,100	753,100	781,100
42	549,000	512,700	521,800	652,800	581,000	617,700	649,000	675,700	701,600	727,500	761,100	789,100
43	560,000	521,400	530,500	661,500	589,100	625,800	657,100	683,900	709,800	735,700	769,100	797,100
44	571,000	530,100	539,200	670,200	597,200	633,900	665,200	691,900	717,800	743,700	777,100	805,100
45	582,000	538,800	547,900	678,900	605,300	642,000	673,300	699,100	725,000	750,900	784,100	813,100
46	593,000	547,500	556,600	687,600	613,400	650,100	681,400	707,300	733,200	758,100	791,100	821,100
47	604,000	556,200	565,300	696,300	621,500	658,200	689,500	715,500	741,400	766,300	800,100	829,100
48	615,000	564,900	574,000	705,000	629,600	666,300	697,600	723,700	749,600	774,500	808,100	837,100
49	626,000	573,600	582,700	713,700	637,700	674,400	705,700	731,900	757,800	782,700	816,100	845,100
50	637,000	582,300	591,400	722,400	645,800	682,500	713,800	739,900	765,800	790,700	824,100	853,100
51	648,000	591,000	600,100	731,100	653,900	690,600	721,900	748,100	774,000	798,900	832,100	861,100
52	659,000	600,000	609,100	739,800	662,000	698,700	729,000	755,300	781,200	806,100	840,100	869,100
53	670,000	608,700	617,800	748,500	670,100	706,800	737,100	763,500	789,400	814,300	848,100	877,100
54	681,000	617,400	626,500	757,200	678,200	714,900	745,200	771,700	797,600	822,500	856,100	885,100
55	692,000	626,100	635,200	765,900	686,300	722,000	752,300	778,900	804,800	829,700	863,100	892,100
56	703,000	634,800	643,900	774,600	694,400	730,100	760,400	787,100	813,000	837,900	871,100	900,100
57	714,000	643,500	652,600	783,300	702,500	738,200	768,500	795,300	821,200	846,100	879,100	908,100
58	725,000	652,200	661,300	792,000	710,600	746,300	776,600	803,500	829,400	854,300	887,100	916,100
59	736,000	660,900	670,000	800,700	718,700	754,400	784,700	811,700	837,600	862,500	895,100	924,100
60	747,000	669,600	678,700	809,400	726,800	762,500	792,800	819,900	845,800	870,700	903,100	932,100
61	758,000	678,300	687,400	818,100	734,900	770,600	800,900	828,100	854,000	878,900	911,100	939,100
62	769,000	687,000	696,100	826,800	743,000	778,700	809,000	836,300	862,200	886,100	919,100	947,100
63	780,000	695,700	704,800	835,500	751,100	786,800	817,100	844,500	870,400	894,300	927,100	955,100
64	791,000	704,400	713,500	844,200	759,200	794,900	825,200	852,700	878,600	902,500	935,100	963,100
65	802,000	713,100	722,200	852,900	767,300	803,000	833,300	860,900	886,800	910,700	943,100	971,100
66	813,000	721,800	730,900	861,600	775,400	811,100	841,400	869,100	895,000	918,900	951,100	979,100
67	824,000	730,500	739,600	870,300	783,500	819,200	849,500	877,300	903,200	927,100	959,100	987,100
68	835,000	739,200	748,300	879,000	791,600	827,300	857,600	885,500	911,400	935,300	967,100	995,100
69	846,000	747,900	757,000	887,700	800,000	835,700	866,000	893,900	919,800	943,700	975,100	1,003,100
70	857,000	756,600	765,700	896,400	808,100	843,800	874,100	902,100	928,000	951,900	983,100	1,011,100
71	868,000	765,300</										

ロ 公安職俸給表 (二)

職階 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	158,500	198,200	217,400	254,900	274,700	298,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	160,000	205,800	225,500	263,900	283,900	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500	456,800
3	167,000	213,100	232,900	273,200	293,300	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	175,900	219,000	248,100	291,600	311,900	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	184,000	224,800	256,800	300,900	321,200	345,500	367,100	389,500	421,100	461,900	503,200
6	191,600	230,400	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	198,900	235,700	270,000	318,600	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	202,900	240,700	276,800	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100
9	207,300	245,300	283,200	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	211,500	250,000	289,800	343,900	365,000	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800
11	215,800	255,200	295,300	351,400	372,800	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
12	219,400	260,400	300,900	357,900	380,300	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	586,300
13	222,800	265,400	305,400	363,100	387,600	424,300	443,300	465,900	494,900	532,600	592,500
14	228,400	270,200	312,000	368,000	394,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
15	228,800	274,400	316,600	372,400	399,300	438,900	455,500	481,000	507,100	541,200	601,500
16	233,000	278,100	321,100	375,500	404,000	444,600	459,900	485,100	511,200	545,300	605,700
17	235,800	281,900	325,800	378,500	407,700	448,900	464,400	489,200	515,300	549,400	609,900
18	238,400	283,700	328,600	381,200	411,100	452,500	467,900	493,900	519,400	553,500	614,100
19	240,700	283,700	331,100	384,000	414,200	455,900	471,400	497,000	522,500	557,600	618,300
20	242,700	283,700	333,000	386,800	417,000	459,300	475,000	500,800	525,600	561,700	622,500
21	242,700	283,700	334,900	389,000	419,600	462,800	478,700	504,600	528,700	565,800	626,700
22	242,700	283,700	338,800	391,200	421,100	466,300	481,200	508,400	531,800	569,900	630,900
23	242,700	283,700	338,700	393,400	422,600	469,800	484,800	512,200	535,000	574,000	635,100
24	242,700	283,700	340,700	395,600	424,100	473,300	488,400	515,600	538,200	578,100	639,300
25	242,700	283,700	342,800	397,800	425,600	476,800	492,000	519,000	541,400	582,200	643,500
26	174,200	217,600	246,400	285,900	307,000	334,900	352,100	378,900	401,900	434,700	479,600

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
任用 再任用 以外 の 職員	1			257,200	310,100	338,700	377,300	464,100
	2	165,000	219,000	266,400	324,000	350,300	390,900	477,100
	3	174,500	227,800	276,400	337,300	361,900	404,500	490,000
	4	184,300	236,900	286,900	348,600	373,600	422,300	502,600
	5	194,100	245,000	300,800	360,000	385,100	440,000	515,000
	6	204,600	253,000	314,500	371,500	396,300	457,200	526,900
	7	215,300	260,700	327,600	382,900	410,600	469,500	538,400
	8	222,100	268,400	336,300	394,000	424,600	481,400	548,800
	9	228,500	276,300	344,900	405,100	438,100	492,400	558,200
	10	233,300	283,600	353,500	416,000	447,600	503,400	565,400
	11	237,100	290,800	361,600	426,800	456,700	513,900	572,400
	12	241,200	297,200	369,300	435,400	465,200	522,600	579,000
	13	245,200	303,000	376,800	442,500	473,400	529,800	585,300
	14	249,100	308,800	384,000	449,500	480,200	535,800	591,000
	15	252,400	313,400	390,900	456,300	485,300	541,300	595,600
	16	255,600	318,000	397,500	460,700	489,400	546,400	
	17	258,900	322,400	403,500	464,000	493,400	550,400	
	18	262,000	325,500	406,500	467,400	497,300	554,300	
	19	264,000	328,600	409,400	470,800	501,200	558,300	
	20			412,200	474,300	505,000	562,400	
	21			415,100	477,800	508,700		
	22			418,000	481,300	512,400		
	23			420,900	484,800	516,300		
	24			423,800	488,300			
	25			426,900	492,000			
	26			430,000				
	27			433,100				
任用 再任用 職員		225,400	257,100	298,200	351,600	378,800	418,800	492,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 海事職俸給表 (二)

職員 の 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,500	235,200	268,400	301,800
	2	139,900	175,800	214,400	242,700	276,700	310,100
	3	143,900	183,800	220,800	250,500	285,400	318,400
	4	149,000	192,600	227,800	259,400	293,600	326,700
	5	155,000	200,300	235,100	268,000	300,800	335,200
	6	161,000	207,000	242,600	276,200	307,700	344,100
	7	167,900	213,500	250,400	284,400	314,300	352,700
	8	175,500	219,000	259,100	291,200	320,900	361,000
	9	182,800	225,300	267,600	297,800	327,100	368,900
	10	191,100	231,600	275,500	304,300	333,200	376,900
	11	198,700	238,200	283,100	310,500	339,100	384,900
	12	205,200	244,800	289,700	316,300	344,800	392,500
	13	211,600	250,900	296,100	321,500	350,600	400,000
	14	217,000	257,400	302,400	326,700	355,900	407,100
	15	222,300	263,700	308,100	331,200	360,800	413,500
再任 職員 以外 の 職員	16	227,600	269,600	313,600	335,500	365,600	419,500
	17	232,800	275,400	318,100	339,200	369,900	425,500
	18	237,700	280,900	322,500	342,700	373,700	431,300
	19	242,800	286,300	326,800	346,100	376,800	437,000
	20	247,300	291,100	330,600	349,100	379,700	442,100
	21	250,600	295,000	333,200	352,100	382,600	446,900
	22	253,500	297,700	335,800	354,400	385,500	451,300
	23	255,500	300,400	338,300	356,600	388,400	455,000
	24		302,800	340,600	358,800	391,300	
	25		304,800	342,600	361,000	394,200	
	26		306,600	344,600	363,200	397,100	
	27		308,300	346,500	365,400	400,000	
	28		310,000	348,400	367,700		
	29		311,800	350,300	370,100		
	30			352,200			
	31			354,200			
再任 職員		219,800	235,200	241,500	265,800	297,700	336,100

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六條關係)

イ 教育職俸給表 (一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再 任 職 員 外 職		円	円	円	円	円
	1	—	—	260,500	294,500	378,000
	2	164,400	207,300	273,900	309,900	393,700
	3	172,500	216,500	287,100	325,500	406,500
	4	182,800	226,000	301,200	341,000	419,200
	5	193,700	235,900	315,400	356,600	431,600
	6	201,700	245,600	329,600	372,200	443,600
	7	209,500	258,800	343,300	387,700	455,600
	8	217,500	271,800	357,000	399,200	467,500
	9	226,200	284,800	370,600	410,200	479,200
	10	236,000	297,100	380,800	420,200	490,800
	11	244,200	309,400	391,000	429,500	502,500
	12	253,000	321,500	400,900	438,300	514,100
	13	261,400	329,700	409,800	447,000	525,800
	14	269,500	336,800	418,500	454,900	537,300
	15	277,100	343,700	426,400	462,500	548,000
	16	284,500	350,400	434,000	469,800	557,400
	17	291,400	357,000	441,300	476,200	566,800
	18	298,000	363,000	448,600	482,100	576,100
	19	304,500	369,000	454,800	487,700	585,200
	20	310,600	374,800	459,800	493,300	593,800
	21	316,500	380,400	464,400	498,800	600,300
	22	321,500	386,000	467,600	504,200	605,400
	23	326,200	390,800	470,800	509,400	610,200
	24	330,700	394,900	473,900	513,500	
	25	334,300	397,800	477,000	516,900	
	26	337,500	400,700	480,100	520,400	
	27	340,600	403,600	483,300		
	28	343,400	406,400	486,500		
	29	345,600	409,200			
	30	347,700	412,000			
	31	349,800	414,800			
	32	351,900	417,700			
	33	353,900	420,700			
	34	356,000	423,700			
	35	358,100				
	36	360,200				
	37	362,400				
38	364,800					
再 任 職 員		246,200	296,800	313,600	347,000	431,900

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 教育職俸給表 (二)

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再 任 職 以 外 の 職 員	1	円	円	円	円
	2	150,600	195,300	320,900	418,500
	3	157,100	202,500	335,000	428,700
	4	164,400	210,100	348,600	438,500
	5	172,500	217,900	359,100	448,300
	6	181,700	226,100	369,500	458,000
	7	191,800	237,600	380,100	467,200
	8	198,700	249,800	390,200	476,300
	9	206,000	262,000	400,200	485,000
	10	213,000	275,000	410,100	494,300
	11	220,400	288,200	419,600	503,500
	12	228,200	301,700	428,700	513,800
	13	236,900	315,700	437,600	523,100
	14	244,900	329,700	446,100	531,800
	15	253,000	342,700	454,000	539,400
	16	261,200	352,900	461,700	544,000
	17	269,200	363,100	469,300	
	18	277,100	373,200	477,600	
	19	284,900	382,800	485,900	
	20	292,000	392,300	494,000	
	21	298,700	401,500	502,100	
	22	305,000	409,600	510,200	
	23	311,200	417,000	517,200	
	24	317,200	424,400	521,400	
	25	323,200	431,400		
	26	329,100	437,800		
	27	334,700	443,400		
	28	340,200	448,900		
	29	345,400	453,800		
	30	349,200	458,300		
	31	352,300	462,700		
	32	355,200	467,000		
	33	358,100	470,000		
	34	360,100			
	35	362,100			
	36	364,000			
	37	365,800			
	38	367,600			
	39	369,800			
	40	372,000			
再 任 職 員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	278,500	413,300
	2	150,600	166,600	292,500	422,400
	3	157,100	175,000	306,700	431,100
	4	164,400	184,200	320,900	439,800
	5	172,500	195,300	335,000	448,200
	6	181,700	202,500	348,600	456,200
	7	191,800	210,100	359,100	464,100
	8	198,700	217,900	369,500	471,500
	9	205,900	226,100	379,900	478,700
	10	212,800	237,600	389,000	485,600
	11	219,800	249,800	397,700	492,800
	12	227,100	262,000	406,100	500,100
	13	234,900	275,000	414,400	506,800
	14	242,500	288,200	422,200	512,100
	15	249,700	301,700	429,900	516,200
	16	256,900	315,700	437,300	
	17	263,700	329,700	444,300	
	18	270,300	342,700	451,000	
	19	276,900	352,900	457,700	
	20	282,900	362,900	463,800	
	21	288,300	372,900	469,300	
	22	293,400	381,400	474,100	
	23	298,200	389,800	478,400	
	24	302,500	397,600	482,200	
	25	305,900	404,700	485,400	
	26	309,300	411,200	488,400	
	27	312,700	417,000		
	28	315,200	422,400		
	29	317,000	427,400		
	30	318,800	432,300		
	31	320,600	437,100		
	32	322,400	441,300		
	33	324,300	445,500		
	34		449,700		
	35		453,300		
	36		455,900		
再任用職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二 教育職俸給表 (四)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員		円	円	円	円	円
	1	—	208,500	260,500	325,500	467,400
	2	173,300	217,100	273,900	341,000	479,100
	3	184,200	226,300	287,100	356,600	490,600
	4	195,700	236,100	301,500	372,200	502,100
	5	207,300	245,700	315,900	387,700	513,600
	6	214,500	258,800	330,300	399,200	525,400
	7	222,400	271,800	345,800	410,200	537,100
	8	230,500	284,800	361,300	421,500	547,800
	9	238,700	298,200	376,800	431,600	557,200
	10	247,200	311,500	388,300	443,600	566,600
	11	256,000	324,700	399,300	455,600	575,800
	12	264,700	338,000	410,100	467,500	585,000
	13	273,100	351,300	420,100	479,200	593,400
	14	281,200	364,400	429,500	490,700	600,100
	15	289,100	373,600	438,000	502,200	605,200
	16	296,500	382,800	446,300	513,700	610,000
	17	303,900	392,000	453,900	525,500	
	18	310,700	400,400	461,300	534,100	
	19	317,200	408,800	467,600	539,500	
	20	323,000	416,800	473,000	544,800	
	21	328,400	424,800	478,200	550,600	
	22	333,400	432,400	483,100	556,400	
	23	338,300	439,800	487,900	561,900	
	24	342,600	446,100	492,800	566,600	
	25	346,800	451,500	496,300	570,900	
	26	350,200	456,700	499,700		
	27	352,700	461,600	503,200		
	28	355,100	466,400			
	29	357,900	471,300			
	30	360,600	474,800			
	31	363,300	478,100			
	32	365,800	481,400			
	33	368,300				
	34	370,800				
	35	373,400				
	36	376,100				
37	378,800					
再任用職員		259,300	311,100	337,100	416,900	498,300

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六條關係)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	263,100	306,000	351,700
	2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
	3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
	4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
	5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
	6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
	7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
	8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
	9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
	10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
	11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
	12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
	13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
	14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
	15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
再任用以外の職員	16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
	17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
	18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
	19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
	20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
	21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
	22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
	23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
	24	291,400	367,400	448,700		
	25	296,200	370,300	452,200		
	26	300,100	373,200			
	27	303,900	376,100			
	28	306,800	379,000			
	29	309,300	381,900			
	30	311,400				
	31	313,500				
	32	315,600				
再任用職員		223,400	271,300	306,800	351,200	409,300

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再 任 職 員 以 外 の 職 員	1	円 —	円 305,100	円 357,800	円 439,900
	2	241,900	321,700	375,100	453,200
	3	252,300	338,500	392,400	465,600
	4	268,100	355,400	409,700	477,800
	5	284,900	372,400	422,900	489,600
	6	301,300	389,600	436,300	501,300
	7	317,100	406,800	449,300	512,400
	8	333,100	419,800	461,600	523,000
	9	348,400	431,500	473,500	533,600
	10	361,600	442,400	484,700	543,600
	11	374,800	452,200	495,700	553,600
	12	387,600	461,600	506,400	562,800
	13	397,100	470,800	516,400	571,600
	14	406,200	479,800	526,400	580,500
	15	413,700	488,700	535,100	589,100
	16	418,500	497,500	543,800	597,800
	17	423,100	503,800	552,400	605,900
	18	425,800	508,800	559,300	612,600
	19		513,100	566,000	617,900
	20		516,600	570,800	622,700
	21		520,200	575,600	
	22		523,800	580,300	
	23		527,300	584,500	
	24		530,900	588,800	
再 任 職 員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	142,100	180,400	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500	419,200
	3	147,700	187,200	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500	431,600
	4	154,600	194,100	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500	444,000
	5	161,500	201,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400	456,400
	6	169,200	207,900	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200	468,700
	7	176,900	214,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000	481,000
	8	183,400	221,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100	493,300
	9	189,900	228,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100	505,800
	10	195,500	236,400	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600	518,600
	11	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000	531,400
	12	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800	539,300
	13	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900	546,700
	14	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500	553,600
	15	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100	560,400
再任 職員 以外 職員	16	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900	565,800
	17	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100	570,300
	18	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400	
	19	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300		
	20	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000		
	21	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800		
	22	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200			
	23	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700			
	24	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300			
	25		304,300	365,600	389,900				
	26		306,100	367,900	392,300				
	27		307,900	370,000	394,900				
	28		309,800	372,100	397,700				
	29		311,700	374,300					
	30			376,500					
				378,900					
再任 職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800	452,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員 の分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1			226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
	2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
	3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
	4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
	5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
	6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
	7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
	8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900
	9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
	10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
	11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
	12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
	13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
	14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
	15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
	16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
	17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
	18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
	19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
	20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
再任 職員 以外 の員	21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400	
	22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
	23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800		
	24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500		
	25	291,600	346,500	390,600	411,500			
	26	295,700	350,400	393,900	414,900			
	27	299,300	353,900	397,000	417,900			
	28	302,600	357,000	399,900	420,500			
	29	305,100	359,700	402,700				
	30	307,200	361,800	405,500				
	31	309,000	363,900	408,000				
	32	310,900	365,900					
	33	312,900	367,900					
	34	314,900	370,000					
	35	316,800	372,100					
	36	318,700	374,400					
	37	320,600	376,800					
	38	322,700	379,200					
	39	324,700						
	40	326,800						
	41	328,800						
再任 職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400	393,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職 員以外 の職員	1	150,400	194,700	244,300	265,700	306,300	341,300
	2	155,300	202,200	253,400	274,900	316,600	353,700
	3	160,900	209,900	262,700	284,300	327,100	366,100
	4	166,800	217,700	271,400	293,800	337,800	378,200
	5	172,900	226,100	280,100	303,600	348,500	390,100
	6	179,700	234,500	288,800	313,700	359,200	402,000
	7	186,900	243,200	297,500	323,700	369,300	413,800
	8	194,600	252,200	306,200	333,900	379,100	425,800
	9	200,900	261,400	314,800	344,100	388,800	437,600
	10	206,600	270,000	323,200	354,100	398,400	448,700
	11	212,300	278,600	331,400	363,800	408,000	458,800
	12	217,900	287,000	339,000	373,300	417,600	468,500
	13	223,500	295,300	346,500	382,600	426,600	476,400
	14	229,000	303,400	353,800	391,600	434,700	483,100
	15	234,500	311,200	359,600	400,300	440,700	489,800
	16	239,900	318,600	364,500	407,400	446,600	494,400
	17	245,300	325,700	368,500	413,100	450,500	498,900
	18	250,100	332,600	371,900	418,000	454,400	503,200
	19	254,500	338,800	374,900	422,300	458,300	
	20	258,900	344,500	377,800	426,000	462,000	
	21	263,000	348,200	380,400	429,700	465,800	
	22	267,000	351,600	383,000	433,300		
	23	270,600	354,900	385,600	437,000		
	24	273,900	357,200	388,200	440,700		
	25	276,800	359,500	390,900			
	26	279,500	361,800	393,700			
	27	281,700	364,100				
	28	283,700	366,400				
	29	285,700	368,800				
	30	287,700	371,100				
	31	289,700	373,400				
	32	291,600	375,800				
	33	293,500					
	34	295,400					
	35	297,300					
	36	299,200					
	37	301,100					
	38	303,000					
	39	304,900					
再任職 員		206,700	259,600	277,500	318,000	342,000	378,000

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)(第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)(並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定、平成十二年一月一日
- 二 第二条の規定及び第五条中国国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分を除く。)(平成十二年四月一日

2 第一条の規定(前項第一号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。)(による改正後の給与法(附則第九項を除き、以下「改正後の給与法」という。))の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十三項において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(最高号俸を超える俸給月額等の切替え等)

3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)

の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に算入されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下この項及び附則第六項において「施行日」という。)(の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(附則第十二項を除き、以下「改正前の給与法」という。))の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員は、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十号。附則第九項及び第十二項において「平成十年改正法」という。)(附則第十一項から第十三項までの規定による)昇給した職員のうち、人事院の定める職員は、改正後の給与法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員

及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

6 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員は、当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員

の職務の級の切替え)

7 平成十二年一月一日(以下「特定切替日」という。))の前日において行政職俸給表(一)又は行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職俸給表の適用を受けるこ

ととなる職員の特定切替日における職務の級(以下「新級」という。))は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員

の号俸の切替え等)

8 前項の規定により新級を決定される職員(附則第十項に規定する職員を除く。)(の特定切替日における号俸(以下「新号俸」という。))は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。))に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

9 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第一条の規定による改正後の給与法第八條第六項又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項までの規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に算入する。

10 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通

算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち特定代替日前の異動者の号俸等の調整)

11 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定代替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の特定代替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定代替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(職員が受けていた号俸等の基礎)

12 附則第三項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。(給与の内払)

13 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合には、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

15 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「第六条第一項第九号」を「第六条第一項第十号」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

16 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号ヨ中「別表第九」を「別表第十」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カの下に次のように加える。

ヨ 一般職給与別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員

第二条第三項第一号、同条第四項第一号及び第四十条第一項中「別表第九」を「別表第十」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

17 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第五条第二項」の下に「第七條の二」を加える。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

18 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。
(期末手当等の支給)
第六条の二 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第七条の二に規定する育児休業をしていない国家公務員の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給に関する事項を基

準として定める条例の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することができる。
第七條中「平成三年法律第百九号」を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

19 地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第四条第二項」の下に「第六條の二」を加える。
(独立行政法人通則法の一部改正)

20 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第五十九条第一項第六号中「第五条第二項」の下に「第七條の二」を加える。

附則別表第一 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸 給 表	旧 級	新 級
行政職俸給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	
	6級	4級
	7級	
	8級	
	9級	6級
行政職俸給表(二)	1級	1級
	2級	2級
	3級	

官 報 (号 外)

附則別表第二 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ 特定切替日の前日において行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸 \ 旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1			1	5	1	1	3	1	1
2	1	6	2	6	2	2	4	2	2
3	1	7	3	7	3	3	5	3	3
4	2	8	4	8	4	4	6	4	4
5	3	9	5	9	5	5	7	5	5
6	4	10	6	10	6	6	8	6	6
7	5	11	7	11	7	7	9	7	7
8	6	12	8	12	8	8	10	8	8
9	7	13	9	13	9	9	11	9	9
10	8	14	10	14	10	10	12	10	10
11	9	15	11	15	11	11	13	11	11
12	9	16	11	16	12	12	14	12	12
13	9	17	12	17	13	13	15	13	13
14	10	18	13	18	14	14	16	14	14
15	10	19	13	19	15	15	17	15	15
16		20	14	20	16	16	18	16	16
17		21	14	21	17	17	19	17	17
18		22	15	22	18	18	20	18	
19			15	23	19	18	21	19	
20			15	24	20	19	22	20	
21			16	25	21	20	23		
22			16	26	22	21			
23			16	27	23	22			
24			16	28	24				
25			17	29	25				
26			17	30					
27			17	31					
28			18						
29			18						
30			18						
31			18						

ロ 特定切替日の前日において行政職俸給表(ロ)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸 \ 旧級	1 級	2 級	3 級
1		5	1
2	1	6	2
3	1	7	3
4	1	8	4
5	1	9	5
6	1	10	5
7	2	11	6
8	3	12	7
9	4	13	8
10	5	14	8
11	6	15	9
12	7	16	10
13	8	17	11
14	9	18	11
15	10	19	12
16	11	20	13
17	12	21	13
18	13	22	14
19	13	23	14
20	14	24	15
21	15	25	15
22	15	26	15
23	16	27	16
24	16	28	16
25	17	29	16
26	17	30	17
27	17	31	17
28	18	32	17
29	18	33	18
30	19	34	18
31	19	35	
32		36	

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十一年十一月十八日 衆議院會議録第五号

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十一年八月十一日付けの給与改定に關する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員に關する法律の一部改正

(一) 正 俸給表の改定

(1) 指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額を改め、二百円ないし二千六百円引き上げた額とすること。

(2) 身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした福祉職俸給表を新設すること。

(二) 諸手当の改定

(1) 宿日直手当について、支給額の限度額を、勤務一回につき、通常の宿日直勤務は四千二百円に、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務は二万円に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主とする宿日直勤務は七千二百円(通常の勤務時間の二分の一である日の退庁時から引き続く場合は、それぞれ六千三百円、三万円、一万八百円)にそれぞれ引き上げ、常直的な宿日直勤務については月額二万円に引き上げること。

一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 四四

(2) 平成十一年度に支給する期末手当について、三ヶ月の支給割合を百分の五十に、十二月期の支給割合を百分の百六十五(特定幹部職員にあっては、百分の百四十五)にそれぞれ引き下げることに。

(3) 平成十一年度に支給する期末特別手当について、三ヶ月の支給割合を百分の五十に、十二月期の支給割合を百分の百六十五にそれぞれ引き下げることに。

(4) 平成十二年以降に支給する期末手当について、三ヶ月の支給割合を百分の五十五に、六月期の支給割合を百分の百四十五(特定幹部職員にあっては、百分の百二十五)に、十二月期の支給割合を百分の百七十五(特定幹部職員にあっては、百分の百五十五)にそれぞれすること。

(5) 平成十二年以降に支給する期末特別手当について、三ヶ月の支給割合を百分の五十五に、六月期の支給割合を百分の百四十五に、十二月期の支給割合を百分の百七十五にそれぞれすること。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

(一) 期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日まで間に勤務した期間がある職員には、それぞれ期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給すること。

(二) 防衛庁職員への準用規定について、所要の改正を行うこと。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の一部改正
任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を改め、それぞれ二千円引き上げた額とすること。

4 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部改正
(一) 期末手当及び期末特別手当の支給割合の改正に伴い、所要の改正規定の整備を行うこと。

(二) 福祉職俸給表の新設に伴い、同表の適用を受けることとなる再任用職員の俸給月額を定めるとともに、その他の俸給表の改定に伴い、所要の改正規定の整備を行うこと。

5 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用すること。ただし、福祉職俸給表の新設、宿日直手当、育児休業をしている職員への期末手当等の支給及び福祉職俸給表の適用を受けることとなる再任用職員の俸給月額等に関する改正規定は平成十二年一月一日から、平成十二年以降に支給する期末手当及び期末特別手当に關する改正規定は同年四月一日から施行すること。

(二) この法律の施行に關し必要な経過措置等を定めること。
(三) 議案の可決理由
本案は、平成十一年八月十一日付けの給与改定に關する人事院勧告にかんがみ、妥當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

別表第三俸給月額欄中「五二一、一〇〇〇円」を「五三二、一〇〇〇円」に、「四八四、八〇〇〇円」を「四八六、三〇〇〇円」に、「四四四、四〇〇〇円」を「四四五、七〇〇〇円」に、「四〇〇、五〇〇〇円」を

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成十一年十一月十六日
内閣委員長 植竹 繁雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)
一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府並びに人事院は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、勧告制度を維持・尊重する基本姿勢を引き続き堅持するとともに、給与勧告機能を十分に発揮させ、公務員の適正な処遇を確保するよう努めること。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年十一月十二日
參議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律

特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三俸給月額欄中「五二一、一〇〇〇円」を「五三二、一〇〇〇円」に、「四八四、八〇〇〇円」を「四八六、三〇〇〇円」に、「四四四、四〇〇〇円」を「四四五、七〇〇〇円」に、「四〇〇、五〇〇〇円」を

「四〇一、七〇〇円」に、「三五六、八〇〇円を
「三五八、九〇〇円」に、「三二一、二〇〇円を
「三三三、一〇〇円」に、「二九四、二〇〇円を
「二九六、〇〇〇円」に、「二七二、九〇〇円を
「二七四、五〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(秘書官の俸給月額の特例)

2 平成十一年四月以後の月の改正後の給与法第三条第五項及び改正後の給与法附則第三項の規定の適用については、改正後の給与法第三条第五項中「同表」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の別表第三」とする。

(給与の内払)

3 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せて秘書官の俸給月額の改定を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、五十二万二千四百(八号俸)ないし二十七万四千五百円(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

2 この法律は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用すること。

3 この法律の適用に関し必要な措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年十一月十六日

内閣委員長 植竹 繁雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年十一月十二日

提出者

東中 光雄 木島日出夫

賛成者

石井 郁子外二十三名

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

サリン等による人身被害の防止等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 サリン等による人身被害の防止(第三条・第四条)

第三章 サリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体の活動の規制

第一節 指定(第五条―第八条)

第二節 報告及び立入検査(第九条・第十条)

第三節 指定団体の活動の規制(第十一条―第十五条)

第四節 雑則(第十六条―第二十三条)

第四章 罰則(第二十四条―第三十条)

附則

第一章 総則

第一条中「禁止するとともに」を「禁止し」に改め、「措置等を」の下に「定めるとともに」、団体の活動として役員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員がサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を加え、「確保を図る」を「確保に寄与する」に改める。

第二条に次の三項を加える。

2 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、不特定かつ多数の者を殺害すること又はその

の実行に着手してこれを遂げないことをいう。

3 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

4 この法律において「指定団体」とは、第五条の規定により指定された団体をいう。

第三条の前に次の章名を付する。

第二章 サリン等による人身被害の防止

第七条中「第五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十六条とし、第六条を第二十五条とし、第五条の前の見出しを削り、同条を第二十四条とし、第四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 サリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体の活動の規制

第一節 指定

第五条 団体の役員又は構成員が当該団体の活動としてサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、当該団体の第十六条第二項の通報に係る事務所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「管轄公安委員会」という。)は、国家公安委員会の承認を得て、当該団体を、活動状況を明らかにする必要がある団体として指定することができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団

体の活動に影響力を有していること。
二 当該無差別大量殺人行爲に關与した者の全部又は一部が当該団体の役員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行爲が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に關与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行爲に及ぶ危険性があると認めらるに足りる事実があること。

(意見聴取)

第六條 管轄公安委員会は、前條の規定による指定をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

2 前項の意見聴取を行う場合において、管轄公安委員会は、指定に係る団体に対し、指定をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所をその期日の七日前までに通知しなければならない。

3 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

4 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知られているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

5 意見聴取に際しては、当該団体の代表者若し

くはこれに代わるべき者又はこれらの代理人は、当該指定をすることについて意見を述べ、かつ、証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出することができる。

6 当該団体の代表者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人は、意見聴取の期日への出頭を代えて、管轄公安委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

7 管轄公安委員会は、当該団体の代表者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

8 管轄公安委員会は、前項に規定する場合のほか、当該団体の代表者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第六項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(指定の公示及び通知)

第七條 第五條の規定による指定は、管轄公安委

員会が当該指定団体の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報で公示することに より行う。

2 第五條の規定による指定は、前項の公示の時からその効力を生ずる。

3 管轄公安委員会は、第五條の規定による指定をしたときは、当該指定団体に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定により公示された事項に変更があつたときは、管轄公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。

(指定の有効期間及び取消)

第八條 第五條の規定による指定は、三年間その効力を有する。

2 第五條の規定による指定をした都道府県公安委員会は、前項の規定にかかわらず、指定団体が解散その他の事由により消滅したと認められるとき又は同条各号のいずれにも該当しなくなったと明らかに認められるときは、国家公安委員会の承認を得て、当該指定団体に係る指定を取り消さなければならない。

3 前条第一項から第三項までの規定は、指定の取消しの手続について準用する。

第二節 報告及び立入検査

(報告等)

第九條 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、当該都道府県における指定団体の活動状況を明らかにするため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該指定団体に対し、報告又は資料の

提出を求めることができる。

(立入検査)

第十條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該指定団体が当該都道府県において所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

一 指定団体が前條の規定による報告をせず、又は資料を提出しなかつたとき。

二 指定団体が前條の報告又は資料の提出について虚偽の報告をし、又は虚偽の資料の提出をしたとき。

三 前條の規定により得た情報によつては当該指定団体の活動の状況を明らかにすることができなかつた場合であつて、当該指定団体の活動の状況を明らかにするため特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 指定団体の活動の規制

(活動の規制)

第十一條 公安委員会は、前條第一項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき又は指定団体に無差別大量殺人行爲に及ぶ危険性が明らかに認められるときは、当該指定団体に対し、国家公安委員会の承認を得

て、六月を超えない期間を定めて、当該公安委員
員会が管轄する都道府県の区域について、次項
各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことが
できる。

2 前項の規定により行うことができる処分は、
次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもってするかを問わず、土
地又は建物を新たに取得し又は借り受けるこ
とを、地域を特定して、又は特定しないで禁
止すること。

二 当該指定団体が所有し又は管理する特定の
土地又は建物(専ら居住の用に供しているも
のを除く。)の全部又は一部の使用を禁止する
こと。

三 指定に係る無差別大量殺人行為に關与した
者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時
に当該指定に係る団体の役員であった者(以
下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」とい
う。)に、当該指定団体の活動の用に供されて
いる土地又は建物において、当該指定団体の
活動の全部又は一部に参加させ又は従事させ
ることを禁止すること。

四 当該指定団体に加入することを強要し、若
しくは勧誘し、又は当該指定団体からの脱退
を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受ける
ことを禁止し、又は制限すること。

3 第六条の規定は、前二項の規定による処分の
手続について準用する。
(処分の公示及び通知)

第十二条 前条第一項及び第二項の規定による処
分は、公安委員会が当該処分の対象となる指定

団体の名称、処分の内容その他の国家公安委員
会規則で定める事項を官報で公示することに
り行う。

2 前条第一項及び第二項の規定による処分は、
前項の公示の時からその効力を生ずる。

3 公安委員会は、前条第一項及び第二項の規定
による処分をしたときは、当該指定団体に對
し、国家公安委員会規則で定めるところによ
り、当該処分をした旨その他の国家公安委員会
規則で定める事項を通知しなければならない。
(役員又は構成員等の禁止行為)

第十三条 第十一条第一項及び第二項に規定する
処分を受けている指定団体の役員又は構成員
は、当該指定団体の活動として、当該処分に違
反する行為をしてはならない。

2 第十一条第一項及び第二項に規定する処分を
受けている指定団体の役員又は構成員は、当
該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる
行為をしてはならない。

一 当該指定団体が第十一条第二項第一号に掲
げる処分を受けた場合にあつては、いかなる
名義をもってするかを問わず、当該処分によ
り取得し又は借り受けることが禁止された土
地又は建物を当該指定団体の用に供する目的
で取得し又は借り受けること。

二 当該指定団体が第十一条第二項第二号に掲
げる処分を受けた場合にあつては、当該指定
団体の用に供する目的で当該処分により使用
を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該指定団体が第十一条第三号に掲
げる処分を受けた場合にあつては、当該無差
別大量殺人行為の関与者等に、当該処分によ

り参加させ又は従事させることを禁止された
当該指定団体の活動に参加させ又は従事させ
ること。

四 当該指定団体が第十一条第四号に掲
げる処分を受けた場合にあつては、当該処分
により禁止された当該指定団体への加入を強
要すること若しくは勧誘すること又は当該指
定団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該指定団体が第十一条第五号に掲
げる処分を受けた場合にあつては、当該指定
団体の利益を図る目的で、当該処分により贈
与を受けることが禁止された金品その他の財
産上の利益を贈与の目的として受け取るこ
と。

3 当該指定団体が第十一条第三号に掲
げる処分を受けている場合にあつては、当該無
差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力
を生じた後は、当該処分により参加させ又は従
事させることを禁止された当該指定団体の活動
に参加し又は従事してはならない。
(規制処分の取消し)

第十四条 公安委員会は、第十一条第一項及び第
二項の規定による処分について、当該処分に基
づく禁止又は制限をする必要がなくなつたと認
められるときは、国家公安委員会の承認を得
て、これを取り消さなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の規定による処分の
取消しの手続について準用する。
(土地又は建物の使用禁止に關する標章の掲示
等)

第十五条 公安委員会は、第十一条第二項第二号
の規定により当該指定団体が所有し又は管理す

る特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を
禁止する処分をしたときは、当該土地の所有す
る場所又は当該建物の出入口の見やすい場所
に、当該指定団体が当該土地又は建物について
同号の処分を受けている旨を告知する国家公安
委員会規則で定める標章を掲示するものとし
る。

2 公安委員会は、前項の規定により標章を掲示
した場合において、第十一条第一項の規定に基
づいて定められた期限が経過したとき又は前条
の規定により当該処分を取り消したときは、当
該標章を取り除かなければならない。

3 何人も、第一項の規定により掲示した標章を
損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標
章を掲示した土地若しくは建物に係る第十一条
第一項の規定に基づいて定められた期限が経過
した後又は前条の規定により当該処分が取り消
された後でなければ、これを取り除いてはなら
ない。

第四節 雑則
(公安委員会の報告等)

第十六条 公安委員会は、団体の活動として役職
員又は構成員がサリン等を発散させることによ
り無差別大量殺人行為を行った団体の活動の状
況、当該団体の事務所等(当該団体の活動の拠
点となつてゐる施設又は施設の区画された部分
をいう。次項において同じ。)の所在地その他当
該団体の実態を把握して、これに關する事項を
国家公安委員会に報告しなければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による報告に
基づき、報告に係る団体の主たる事務所等と認
められる事務所等を決定し、その旨を各公安委

員会に通報するものとする。

3 公安委員会は、この章の規定による処分をするに於て必要があるときは、官公署に対し、これらの処分をするため参考となるべき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 公安委員会は、この章の規定による処分をした場合における当該処分の内容、処分の日時その他の国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第九条又は第十条第一項の規定により得た指定団体に関する情報について国家公安委員会に報告しなければならない。

(国会への報告)

第十七条 政府は、毎年一回、国会に対し、この章の規定による処分をした場合における当該処分の内容等を報告しなければならない。

(関係地方公共団体の長への情報提供)

第十八条 公安委員会は、関係地方公共団体の長から請求があったときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、当該公安委員会がこの章の規定により得た指定団体に関する情報であつて、当該地方公共団体に係るものを提供するものとする。

(行政手続法の適用除外)

第十九条 公安委員会がこの章の規定に基づいてする処分については、行政手続法平成五年法律第八十八号第三章の規定は、適用しない。

(不服申立て)

第二十条 公安委員会がこの章の規定に基づいてした処分に不服がある者は、国家公安委員会に審査請求をすることができる。

(処分取消しの訴え)

第二十一条 法人でない社団又は財団がこの章の規定による処分を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。

(裁判の公示)

第二十二条 この章の規定による処分の全部又は一部が裁判所で取り消されたときは、当該処分に係る公安委員会は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(処分の手続に関する細則)

第二十三条 この章に規定するものを除くほか、公安委員会における手続に関する細則は、国家公安委員会規則で定める。

第四章 罰則

第二十六条 次の次の四条を加える。

第二十七条 第十三条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第十条第一項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十五条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 警察職員が前章に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(刑事訴訟法の一部改正)

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第一項中「第百九十三条乃至第百九十六条」を「第百九十三条から第百九十六条まで」に改め、「第四十五条」の下に若しくはサリン等による人身被害の防止等に関する法律(平成七年法律第七十八号)第三十条を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号二中「サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条」を「サリン等による人身被害の防止等に関する法律(平成七年法律第七十八号)第二十六条」に改める。

別表第五十三号中「サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散させる行為)又は第六条第一項から第三項まで」を「サリン等による人身被害の防止等に関する法律第二十四条(発散させる行為)又は第二十五条第一項から第三項まで」に改める。

理由

団体の活動として役員又は構成員においてサ

リン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性にかんがみ、当該団体に對し、その活動状況を明らかにし又は無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(東中光雄君外一名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、団体の活動として役員又は構成員がサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 サリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体で、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められる事実等があると認められる場合には、管轄公安委員会は、国家公安委員会の承認を得て、当該団体を、活動状況を明らかにする必要がある団体として指定することができるものとする。

2 公安委員会は、当該都道府県における指定団体の活動状況を明らかにするため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該団体に對し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。とともに、当該団体がこの報告をせず、又

は資料を提出しなかつたとき等は、国家公安委員会の承認を得て、同規則で定めるところにより、当該団体が当該都道府県において所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができるものとする。

3 公安委員会は、立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき又は指定団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が明らかに認められるときは、当該団体に対し、国家公安委員会の承認を得て、六月を超えない期間を定めて、当該公安委員会が管轄する都道府県の区域について、団体への加入強要の禁止・団体に対する寄付の禁止等の処分を行うことができるものとする。

4 管轄公安委員会は、1の団体の指定を行うときは、公開による意見聴取を行わなければならないものとする。指定団体が解散その他の事由により消滅したと認められるとき等は、国家公安委員会の承認を得て、これを取り消さなければならないものとする。

5 公安委員会は、3の処分を行うときは、公開による意見聴取を行わなければならないものとする。当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなつたと認められるときは、国家公安委員会の承認を得て、これを取り消さなければならないものとする。

6 公安委員会は、関係地方公共団体の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害する

おそれがあると認める事項を除き、当該公安委員会が得た指定団体に関する情報であつて、当該地方公共団体に係るものを提供するものとする。

7 立入検査妨害、役員又は構成員等の禁止行為違反等につき所要の罰則を設けるものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の否決理由
本案は、団体の活動として役員又は構成員においてサリン等を発散させることにより無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性にかんがみ、当該団体に対し、その活動状況を明らかにし又は無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年十一月十七日
法務委員長 武部 勤
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十一年十一月二日
内閣総理大臣 小淵 恵三

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 規制措置(第五条—第十一条)
- 第三章 規制措置の手續(第十二条—第二十七条)
- 第四章 調査(第二十八条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十六条)
- 第六章 罰則(第三十七条—第四十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、団体の活動として役員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて公共の安全の確保に寄与することを目的とする。
(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人權に重大な

關係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張して解釈するようないことがあつてはならない。
(規制の基準)

第三条 この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやくも権限を逸脱して、思想、信教、

集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不当に制限するようないことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようないことがあつてはならない。
(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないものをいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合においては、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 規制措置

(観察処分)

第五条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の觀察に付する処分を行うことができる。
一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団

体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める権限を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めらるに足りる事実があること。

2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役員の名、住所及び役職並びに構成員の名及び住所

二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 その他前項の処分の際に公安審査委員会が特に必要と認める事項

3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定める

ところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ)ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。

一 当該各期間の末日における当該団体の役員の名、住所及び役職並びに構成員の名及び住所

二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途

四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの

五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの

六 その他第一項の処分の際に公安審査委員会が特に必要と認める事項

4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替へるものとする。

6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。(観察処分の取消し)

第六條 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、これを取り消さなければならない。(観察処分の実施)

第七條 公安調査庁長官は、第五條第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、第五條第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする公安調査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(再発防止処分)

第八條 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五條第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のい

ずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。

二 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。

三 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。

四 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。

五 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該

団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。

六 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従って役員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。

七 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 一いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物(専ら居住の用に供しているものを除く)の全部又は一部の使用を禁止すること。

三 当該無差別大量殺人行為に關与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であった者(以下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。)に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

ることを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

(役員又は構成員等の禁止行為)

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、団体の活動として、当該処分違反する行為をしてはならない。

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあつては、いかなる名義をもってするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の利益を

図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ることを。

3 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けている場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加し又は従事してはならない。

(再発防止処分の取消)

第十条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限を必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

第十一条 公安審査委員会は、第八条第二項第二号の規定により当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が当該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標章を掲示するものとする。

2 公安審査委員会は、前項の規定により標章を掲示した場合において、第八条第一項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該標章を取り除かなければならない。

3 何人も、第一項の規定により掲示した標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を掲示した土地若しくは建物に係る第八条第一

一項の規定に基づいて定められた期限が経過した後又は前条の規定により当該処分が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

第三章 規制措置の系統

第十二条 第五條第一項及び第八條の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

第五條第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五條第一項若しくは第四項又は第八條の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができ、(立入検査等)

第十三条 警察庁長官は、前条第二項又は第三項の規定に基づき第八條の処分の請求に關して意見を述べるときは、必要があると認められるときは、第五條第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五條第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入り、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査さ

せることができる。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 第二項の規定により立入検査をする都道府県警察の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の請求の方式)

第十四条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下「処分請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を添付しなければならない。

(意見聴取)

第十五条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があったときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人

の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見聴取の通知の方式)

第十六条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知られているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十七条 前条第一項の通知を受けた団体(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

(意見聴取の指揮)

第十八条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員(以下「指名委員等」という。)が指揮する。

2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

第十九条 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を發することが出来る。

3 当該団体の役員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十条 指名委員等は、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

2 指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

一 処分の請求が不法法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

2 公安審査委員会は、第十六条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十二条 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三条 第二十一条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代え

て代理人に決定書の謄本を送付することができ
る。

3 第二十一条第一項の決定は、官報で公示しな
ければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたと
きは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に
通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十四条 第二十一条第一項の決定は、次の各
号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定め
る時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分を却下し、又は棄却する決定
決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された
時

二 処分を行う決定 前条第三項の規定により
官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十五条 公安調査庁長官は、第十二条第一項
後段の処分の請求をするときは、更新の理由と
なる事実その他公安審査委員会規則で定める事
項を記載した請求書(以下この条において「更新
請求書」という。)を公安審査委員会に提出して
行わなければならない。

2 更新請求書には、更新の理由となる事実を証
すべき証拠書類等を添付しなければならない。

3 公安審査委員会は、第一項の請求があったと
きは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与
しなければならない。この場合において、意見
陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行う
ものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限
の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる

事項を通知しなければならない。

一 更新が予定される処分の内容及び更新の根
拠となる法令の条項

二 更新の理由となる事実

三 陳述書の提出先及び提出期限

5 第二十六条第二項及び第三項並びに第十七条の
規定は、期間の更新に対する意見陳述について
準用する。この場合において、第十六条第二項
中「前項」とあり、及び第十七条第一項中「前条
第一項」とあるのは「第二十五条第四項」と、同
項中「同条第二項後段」とあるのは「第二十五条
第五項において準用する第十八条第二項後段」
と読み替えるものとする。

6 第二十一条第一項及び第二十二條から前条ま
での規定は、公安審査委員会が行う期間の更新
の決定について準用する。この場合において、
第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並び
に第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四
條中「第二十一条第一項の決定」とあるのは、
「第二十五条第六項において準用する第二十一
條第一項の決定」と読み替えるものとする。

(処分の取消しの手続)

第二十六条 第二十二條及び第二十三條の規定
は、処分の取消しの決定について準用する。こ
の場合において、第二十二條中「前条第一項の
決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第
三項中「第二十一条第一項の決定」とあるのは、
「処分の取消しの決定」と読み替えるものとす
る。

2 処分の取消しの決定は、前項において準用す
る第二十三條第三項の規定により、官報で公示
した時に効力を生ずる。

(処分の手続に関する細則)

第二十七条 この章に規定するものを除くほか、
公安審査委員会における手続に関する細則は、
公安審査委員会規則で定める。

第四章 調査

(公安調査官の調査権)

第二十八条 公安調査官は、この法律による規制
に関し、第三条に規定する基準の範囲内におい
て、必要な調査(第七条第一項の規定による調
査を含む。次条において同じ。)をすることがで
きる。

第二十九条 この法律に規定する団体規制に関す
る公安調査官の調査については、前条に規定す
るもののほか、破壊活動防止法第二十八条から
第三十四条までの規定を準用する。

第五章 雑則

(国会への報告)

第三十条 政府は、毎年一回、国会に対し、この
法律の施行状況を報告しなければならない。

(調査結果の提供)

第三十一条 公安調査庁長官は、関係都道府県又
は関係市町村(特別区を含む。)の長から請求が
あったときは、当該請求を行った者に対して、
個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあ
ると認める事項を除き、第五条の処分に基づく
調査の結果を提供することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十二条 公安審査委員会がこの法律の規定に
基づいてする処分については、行政手続法(平
成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用
しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 公安審査委員会がこの法律の規定に
基づいてした処分については、行政不服審査法
(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立
てをすることができない。

(処分取消しの訴え)

第三十四条 法人でない社團又は財団で第二十
一条第一項第三号(第二十五条第六項において準
用する場合を含む。)の決定を受けたものは、そ
の名において処分の取消しを求める訴訟を提起
することができる。

(裁判の公示)

第三十五条 第五条第一項又は第八条の処分を行
う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判
所で取り消されたとき(第五条第四項の規定に
よる期間の更新の決定が取り消された場合を含
む。)は、公安調査庁長官は、その裁判を官報で
公示しなければならない。

(施行細則)

第三十六条 この法律に特別の規定があるものを
除くほか、この法律の実施の手続その他その執
行について必要な細則は、法務省令で定める。

2 第十二条第二項及び第三項並びに第十三条第
一項、第二項及び第五項の規定により警察庁長
官の権限に属する事務を実施するため必要な事
項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

(役員又は構成員等の禁止行為違反の罪)

第三十七条 第九条の規定に違反した者は、二年
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(立入検査拒否等の罪)

第三十八条 第七条第二項又は第十三条第二項の

規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(標準損壊等の罪)

第三十九条 第十一条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

第四十条 第十八条第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(公安調査官の職権濫用の罪)

第四十一条 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

(警察職員の職権濫用の罪)

第四十二条 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(法務省設置法の一部改正)

2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

第三十八 無差別大量殺人行為を行った団体の

規制に関する法律(平成十一年法律第一号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する事項

(刑事訴訟法の一部改正)

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第一項中「第九十三号乃至第九十八号」を「第九十三号から第九十八号まで」に改め、「第四十五条」の下に「若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)第四十一条若しくは第四十二条」を加える。

(公安調査庁設置法の一部改正)

4 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「請求」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置」を加える。

第四条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同条第七号とし、同条第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

四 公安審査委員会に対し、無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置を行うこと。

第四条第一号の次に次の一号を加える。

二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査を行うこと。

第十一条中「第四条第一号」の下に、「第二号及び第五号」を加える。

第十四条第二項中「破壊的団体」の下に「及び

無差別大量殺人行為を行った団体」を、「調査」の下に「並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制措置の実施に関する事務」を加える。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

5 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年法律第二百四十号」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)」を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加える。

第二条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 無差別大量殺人行為を行った団体に対して、観察処分を行うこと。

四 無差別大量殺人行為を行った団体に対して、再発防止処分を行うこと。

(警察法の一部改正)

6 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

第三十条第一項中「第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」を「第九号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第十九号まで」に改め

る。

(法務省設置法の一部改正)

7 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号を第三十九号とし、第二十号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する事項

第十八条第一項中「第四号第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号まで」を「第四号第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号まで」に改める。

第二十一条第一項中「第四号第三十一号から第三十三号まで」を「第四号第三十二号から第三十四号まで」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

8 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条のうち、警察法第五十二条第二項の改正規定中「第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号を」を「第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号を」に、「二十」を「二十一」に改め、同法第三十条第一項の改正規定中「第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」を「第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号まで、第十九号まで、第十二

号から第十四号まで及び第十七号から第十九号まで「に、」から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十七号から第二十号まで「を、」から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十八号から第二十一号まで「に改め、同法第三十三条第一項の改正規定中「第五条第二項第十二号」を「第五条第二項第十三号」を「第五條第二項第十三号」を「第五條第二項第十四号」に改める。

第四十九条のうち、公安調査庁設置法第一条から第四条までの改正規定中第三条に係る部分中「請求の下に」並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を加え、第四条に係る部分中同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求に関すること。
 - 五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に関すること。
- 第四十九条のうち、公安調査庁設置法第一条から第四条までの改正規定中第四条第一号の次に次の一号を加える。
- 二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査に関すること。
- 第四十九条のうち、公安調査庁設置法第十一条及び第十二条の改正規定中第十一条第二項に係る部分中「第四条第一号」の下に、「第二号及

び第五号」を加える。

第五十条のうち、公安審査委員会設置法第一条の次に二条を加える改正規定中第一条の三に係る部分中(昭和二十七年法律第二百四十号)の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)」を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加え、同法第二条の改正規定中同条第四号に係る部分中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

- 四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分を行うこと。
- 五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する再発防止処分を行うこと。

理由

団体の活動として役員又は構成員において無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性にかんがみ、当該団体に対し、その活動状況を継続して明らかにし又は無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、団体の活動として役員又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつ

て公共の安全の確保に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 過去に団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体であつて、現在も危険な要素を保持している団体を適用対象とするものとする。
- 2 公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求により、対象団体について、その団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められた場合、一定期間、同長官の観察に付し、同長官が当該団体から活動状況に係る事項について定期の報告徴取及び当該団体施設への立入検査を行うことができる観察処分の制度を設けるものとする。
- 3 公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求により、対象団体について、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があると認められた場合、又は、観察処分に付された団体につき、不報告又は立入検査妨害等があつて危険性の程度を把握することが困難であると認められた場合、一定期間、団体施設を取扱・使用すること、無差別大量殺人行為の関与者等を団体の活動へ参加させること、金品の寄附を受けること及び団体への加入を強要することなどを禁止すること等の処分を行うことができる再発防止処分の制度を設けるものとする。
- 4 観察処分及び再発防止処分の判断手続を迅速に行うことができるようにするための手続規定を設けるものとする。
- 5 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならないものとする。

公共団体の長から請求があつたときは、個人の秘密等を害するおそれがある場合を除き、観察処分に基づく調査の結果を提供することができるものとする。

6 本案による規制を実効性あるものとするため、警察当局との協力関係につき、所要の措置を講じるものとする。

7 規制の実効性を担保するため、立入検査妨害及び再発防止処分に伴う役員又は構成員等の禁止行為違反等につき、所要の罰則を設けるものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、団体の活動として役員又は構成員において無差別大量殺人行為を行った団体が、再び無差別大量殺人行為に及ぶことを防止する必要性にかんがみ、当該団体に対し、その活動状況を継続して明らかにし又は無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止するために必要な規制措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、目的について無差別大量殺人行為を行った団体を限定する点に、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的とする趣旨を明記する等の必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年十一月十七日
法務委員長 武部 勳
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 規制措置(第五条―第十二条)
- 第三章 規制措置の手續(第十二条―第二十七^八条)
- 第四章 調査(第二十八^九条・第二十九^{三〇}条)
- 第五章 権則(第三十^〇条―第三十六^七条)
- 第六章 罰則(第三十七^八条―第四十二^三条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、団体の活動として役員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員が〇無差別大量殺人行為^{〇国民の生活の平穩を含む}を行つた団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もつて〇国民の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第四条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第一項第二号へ掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの〇をいう。^{〇この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終つたものを除く。}

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又は

その連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合に、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

(觀察処分の取消し)

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

(再発防止処分の取消し)

第十条 公安審査委員会は、第八条の規定による処分について、当該処分に基づく禁止又は制限をする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならない。

2 第八条の規定による処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

(処分の請求)

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

第五条第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することができる旨の意見を述べることができる。

(觀察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出)

第十三条 公安調査庁長官は、公安審査委員会規則で定めるところにより、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。

(立入検査等)

第十三条 警察庁長官は、前条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入り、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 第二項の規定により立入検査をする都道府県警察の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分の請求の方式)

第十四条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下「処分請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を添付しなければならない。

(意見聴取)

第十五条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があつたときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見聴取の通知の方式)

第十六条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公安調査庁長官の請求に係る処分の内容及び

び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

三 意見聴取の期日及び場所

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十七条 前条第一項の通知を受けた団体(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

(意見聴取の指揮)

第十八条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員(以下「指名委員等」という。)が指揮する。

2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

3 指名委員等は、意見聴取の手続を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

第十九条 当該団体の役員、構成員及び代理人

は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を答えることができる。

3 当該団体の役員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十条 指名委員等は、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

2 指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

一 処分の請求が不法法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定

2 公安審査委員会は、第十六条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十三条 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十一条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十一条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に

通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十一条第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定

決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十六条 公安調査庁長官は、第十二条第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書(以下この条において「更新請求書」という。)を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 更新請求書には、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならない。

3 公安審査委員会は、第一項の請求があったときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項

二 更新の理由となる事実

三 陳述書の提出先及び提出期限

5 第十六条第二項及び第三項並びに第十七条の規定は、期間の更新に対する意見陳述について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項」とあり、及び第十七条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第二十五条第四項」と、同項中「同条第二項後段」とあるのは、「第二十五条第五項において準用する第十六条第二項後段」と読み替えるものとする。

6 第二十一条第一項及び第二十二條から前条までの規定は、公安審査委員会が行う期間の更新の決定について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條中「第二十一條第一項の決定」とあるのは、「第二十五條第六項において準用する第二十一條第一項の決定」と読み替えるものとする。

(処分の取消しの手続)
第二十六條 第二十二條及び第二十三條の規定は、処分の取消しの決定について準用する。この場合において、第二十二條中「前条第一項の決定」とあり、並びに第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條中「第二十一條第一項の決定」とあるのは、「第二十五條第六項において準用する第二十一條第一項の決定」と読み替えるものとする。

2 処分の取消しの決定は、前項において準用する第二十三條第三項の規定により、官報で公示した時に効力を生じる。

(処分の手続に関する細則)
第二十七條 この章に規定するものを除くほか、

公安審査委員会における手続に関する細則は、公安審査委員会規則で定める。

第四章 調査
(公安調査官の調査権)

第二十八條 公安調査官は、この法律による規制に關し、第三條に規定する基準の範囲内において、必要な調査(第七條第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。)をすることができ、
第二十九條 この法律に規定する団体規制に關する公安調査官の調査については、前條に規定するもののほか、破壊活動防止法第二十八條から第三十四條までの規定を準用する。

第五章 雜則
(国会への報告)

第三十條 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。
(調査結果の提供)
第三十一條 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村(特別区を含む。)の長から請求があったときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五條の処分に基づく調査の結果を提供することができる。

(行政手続法の適用除外)
第三十二條 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてする処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)
第三十三條 公安審査委員会がこの法律の規定に

基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(処分取消しの訴え)

第三十四條 法人でない社団又は財団で第二十一条第一項第三号(第二十五条第六項において準用する場合を含む。)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求め訴訟を提起することができ、
(裁判の公示)
第三十五條 第五條第一項又は第八條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたとき(第五條第四項の規定による期間の更新の決定が取り消された場合を含む。)は、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行に關して必要な細則は、法務省令で定める。
2 第十二條第二項及び第三項並びに第十三條第一項、第二項及び第五項の規定により警察庁長官の権限に屬する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 罰則

(役員又は構成員等の禁止行為違反の罪)
第三十七條 第九條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(立入検査拒否等の罪)

第三十八條 第七條第二項又は第十三條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は

逃避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(標章損壊等の罪)
第三十九條 第十一條第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
(退去命令違反の罪)
第四十條 第十八條第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
(公安調査官の職権濫用の罪)
第四十一條 公安調査官がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。
(警察職員職権濫用の罪)
第四十二條 警察職員がこの法律に定める職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(見直し)
2 この法律の施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。
(法務省設置法の一部改正)
2 3 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
第三條中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。
三十八 無差別大量殺人行為を行った団体の

規制に関する法律(平成十一年法律第
号)の規定による無差別大量殺人行為を
行つた団体の規制に関する事項
(刑事訴訟法の一部改正)

34 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百二十一号)
の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第一項中「第百九十三条乃至
第百九十六条を」第百九十三条から第百九十六
条まで」に改め、「第四十五条の下に」若しくは
無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関す
る法律(平成十一年法律第 号)第四十一
条
若しくは第四十二條を加える。
(公安調査庁設置法の一部改正)

45 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二
四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「請求」の下に「並びに無差別
大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律
(平成十一年法律第 号)の規定による無差
別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を加える。
第四条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、
同号を同条第七号とし、同条中第三号を第六号
とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二
号を加える。

四 公安審査委員会に対し、無差別大量殺人
行為を行つた団体に対する処分の請求を行
うこと。
五 無差別大量殺人行為を行つた団体に対す
る規制措置を行うこと。
第四条第一号の次に次の一号を加える。

二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制
に関する調査を行うこと。

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号

第十一条中「第四条第一号」の下に、「第二号
及び第五号を加える。
第十四条第二項中「破壊的団体」の下に「及び
無差別大量殺人行為を行つた団体」を、「調査」
の下に「並びに無差別大量殺人行為を行つた団
体の規制措置の実施に関する事務」を加える。
(公安審査委員会設置法の一部改正)

56 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第
二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年法律第二百四十号」
の下に「及び無差別大量殺人行為を行つた団体
の規制に関する法律(平成十一年法律第
号)を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量
殺人行為を行つた団体」を加える。
第二条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、
同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の
二号を加える。

三 無差別大量殺人行為を行つた団体に対し
て、観察処分を行うこと。
四 無差別大量殺人行為を行つた団体に対し
て、再発防止処分を行うこと。
(警察法の一部改正)

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一
部を次のように改正する。
第五条第二項中第十八号を第十九号とし、第
十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第
九号の次に次の一号を加える。

十 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制
に関する法律(平成十一年法律第 号)
の規定に基づく意見の陳述その他の活動に
関すること。
第三十条第一項中「から第九号まで、第十一

無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律案及び同報告書

号から第十三号まで及び第十六号から第十八号
まで」を「から第十号まで、第十二号から第十四
号まで及び第十七号から第十九号まで」に改め
る。

第三十三条第一項中「第五條第二項第十二号」
を「第五條第二項第十三号」に改める。
(法務省設置法の一部改正)

178 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の
一部を次のように改正する。

第四条中第三十八号を第三十九号とし、第二
十号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、
第十九号の次に次の一号を加える。
二十 無差別大量殺人行為を行つた団体の規
制に関する法律(平成十一年法律第
号)の規定による無差別大量殺人行為を
行つた団体の規制に関する事項。

第十八条第一項中「第四條第二十号から第二
十二号まで及び第二十五号から第三十号まで」
を「第四條第二十一号から第二十三号まで及び
第二十六号から第三十一号まで」に改める。
第二十一条第一項中「第四條第三十一号から
第三十三号まで」を「第四條第三十二号から第三
十四号まで」に改める。
(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法
律の整備等に関する法律の一部改正)

189 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法
律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百
二号)の一部を次のように改正する。
第十一条のうち、警察法第五條第二項の改正
規定中「第十八号を第十九号とし、第九号から
第十七号を」第十九号を第二十号とし、第九号
から第十八号」に、「二十」を「二十一」に改め、

同法第三十条第一項の改正規定中「から第九号
まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号
から第十八号まで」を「から第十号まで、第十二
号から第十四号まで及び第十七号から第十九号
まで」に、「から第十号まで、第十二号から第十
四号まで及び第十七号から第二十号まで」を「か
ら第十一号まで、第十三号から第十五号まで及
び第十八号から第二十一号まで」に改め、同法
第三十三条第一項の改正規定中「第五條第二項
第十二号」を「第五條第二項第十三号」を「第五
條第二項第十三号」を「第五條第十四号」
に改める。

同法第三十条第一項の改正規定中「から第九号
まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号
から第十八号まで」を「から第十号まで、第十二
号から第十四号まで及び第十七号から第十九号
まで」に、「から第十号まで、第十二号から第十
四号まで及び第十七号から第二十号まで」を「か
ら第十一号まで、第十三号から第十五号まで及
び第十八号から第二十一号まで」に改め、同法
第三十三条第一項の改正規定中「第五條第二項
第十二号」を「第五條第二項第十三号」を「第五
條第二項第十三号」を「第五條第十四号」
に改める。

平成十一年十一月十八日 衆議院會議録第五号

第四十九条のうち、公安調査庁設置法第十二条及び第十二条の改正規定中第十二条第二項に係る部分中「第四号第一号」の下に、「第二号及び第五号」を加える。

第五十条のうち、公安審査委員会設置法第一条の次に二条を加える改正規定中第一条の三に係る部分中「昭和二十七年法律第二百四十号」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第...号)」を、「破壊的団体」の下に「及び無差別大量殺人行為を行った団体」を加え、同法第二条の改正規定中同条第四号に係る部分中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分を行うこと。

五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する再発防止処分を行うこと。

〔別紙〕

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たっては、政府は、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政府は、この法律の適用に関しては、いさしくも、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう、及び、労働組合その他の団体の正当な活動を阻害することのないよう、厳に留意すること。

二 政府は、無差別大量殺人行為を行った団体が依然として危険な要素を保持している場合には、この法律を適用して厳正に対処し、国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与するよう努めること。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案及び同報告書 閣する特別措置法案及び同報告書

三 政府は、公安審査委員会の職権による観察処分の取消権の適正な行使に資するため、立入検査の実施に当たっては濫用にわたらぬよう、公安調査庁長官において、あらかじめ立入りをを行う土地又は建物の所在及び立入りの予定日を公安審査委員会に通報するとともに、その立入検査の結果を公安審査委員会に報告するなどの細則を定めること。

四 政府は、この法律により規制処分を実施した団体から離脱し又は離脱しようとする当該団体の役員及び構成員並びに既に離脱した者の社会的な救済につきカウンセラーの充実などこれらの者の社会復帰に資する体制の整備などの施策を講ずるよう努めること。

五 政府は、この法律の適正な運用を確保するとともに国会がこの法律により行う五年ごとの見直しに資するため、この法律による一年ごとの報告及び種々の情報提供につき、法務委員会における報告等の審議を含め、積極的に対応すること。

六 政府は、いわゆるテロ対策等について論議することに資するため幅広い調査・研究に努めること。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

平成十一年十一月二日

提出者

与謝野 馨

中井 洽

上田 勇

杉浦 正健

連増 拓也

漆原 良夫

賛成者

赤城 徳彦外二十九名

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをすることにより、無差別大量殺人行為によって被害を受けた者の救済に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第...号)以下「規制法」という。第四号第一項に規定する無差別大量殺人行為をいう。

3 この法律において「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 規制法第五条第一項の規定による処分を受けた団体で、当該処分に係る無差別大量殺人行為による損害賠償責任を特定破産法人が負うもの

二 前号に掲げる団体の役員又は構成員

三 前号に掲げる者が構成員、役員又は職員の場合に占める法人その他の団体

四 第二号に掲げる者が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出

資口数を有する株式会社又は有限会社

五 第二号に掲げる者が代表者である法人その他の団体

六 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者で、その団体につき規制法第五条第一項の規定による処分が効力を生じた日以後に退職し、又は脱退したもの

七 次に掲げる者であつて、その所有する不動産が第一号に掲げる団体の活動の用に供されているもの

イ 第一号に掲げる団体の役員又は構成員であつた者

ロ 第二号に掲げる者が構成員、役員又は職員の場合に占めていた法人その他の団体の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有していた株式会社又は有限会社

二 第二号に掲げる者が代表者であつた法人その他の団体

(特別関係者の有する財産に関する推定)
第三条 特別関係者が有する財産は、特定破産法人の破産財団との関係においては、当該特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た財産の処分に基ついて得た財産であるものと推定する。この場合において、当該処分に掛かる特定破産法人の財産の価格は、当該特別関係者が有する財産の価額と同額であるものと推定する。

(特別関係者に対する否認権の行使に関する推定)
第四条 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべ

き最初の無差別大量殺人行為の後に、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が破産債権者を書することを知っていたものと推定する。

2 特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたものと推定する。

(否認権の特効の特例)

第五条 特定破産法人の破産管財人による特別関係者に対する否認権の行使に関する破産法(大正十一年法律第七十一号)第八十五条の規定の適用については、同条中「破産宣告の日」とあるのは、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第 号)第五條第一項ノ規定ニ依ル処分ガ効力ヲ生ジタル日(其ノ日ガ破産宣告ノ日前ナルトキハ破産宣告ノ日)とする。

(破産管財人の権限)

第六條 特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができる。

2 特定破産法人の破産管財人は、前項の規定により提供された情報を特別関係者に対する財産又は不当利得の返還の請求以外の用に供してはならない。

附則

1 この法律は、規制法の施行の日から施行する。

2 この法律の規定は、この法律の施行前に生じ

平成十一年十一月十八日 衆議院會議録第五号

た事項にも適用する。

理由

無差別大量殺人行為によって被害を受けた者の救済に資するため、特別破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に關し特別の定めをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案(与謝野馨君外 五名提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

1 破産宣告を受けた法人で、破産債権中に無差別大量殺人行為に基づく損害賠償請求権があるものを「特定破産法人」というものとする。

2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關する法律(以下「規制法」という。)の規定による觀察処分を受けた団体で当該処分に係る無差別大量殺人行為による損害賠償責任を特定破産法人が負うもの、当該団体の役員又は構成員及び当該団体の役員等が構成員、役員又は職員の過半数を占める法人その他の団体等を「特別関係者」というものとする。

3 特別関係者が有する財産は、当該特別関係者が特定破産法人から法律上の原因なく得た

財産の処分に基づいて得た財産であるものと推定し、当該処分に係る特定破産法人の財産の価額は、当該特別関係者が有する財産の価額と同額であるものと推定するものとする。

4 特定破産法人が、損害賠償責任を負うべき最初の無差別大量殺人行為の後に、その財産を特別関係者に対して移転した場合には、その移転の行為は、特定破産法人が破産債権者を害することを知っていたものと推定するものとし、特別関係者が特定破産法人の財産の転得者である場合には、当該特別関係者は、転得の当時、その前者に対する否認の原因のあることを知っていたものと推定するものとする。

5 特定破産法人の破産管財人が特別関係者に対して否認権を行使する場合には、否認権の消滅時効は、破産宣告の日又は規制法による觀察処分が効力を生じた日のいずれか遅い日から起算するものとする。

6 特定破産法人の破産管財人は、公安調査庁長官に対し、特別関係者に対して財産又は不当利得の返還を請求するために必要な資料で公安調査庁が規制法の規定により得たものの提供を請求することができるものとする。

7 この法律は、規制法の施行の日から施行するものとする。

8 この法律の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用するものとする。

債責任を負う法人が破産宣告を受けた場合につき、その被害者の救済に資するため、当該法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復を容易にする特別の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党木島日出夫君から、本案において用いる「無差別大量殺人行為」を「サリン等による無差別大量殺人行為」に改める等内容を修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

平成十一年十一月十七日
法務委員長 武部 勲
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月十二日
参議院議長 高藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部改正
第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に關する特別措置法案及び同報告書 裁判官の報酬等に関する法律及び同報告書

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表(第二条関係)

判 事 補								判 事								その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	区 分	報 酬 月 額
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号						
三〇一、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三三五、〇〇〇円	三五三、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	五九三、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	一、四九二、〇〇〇円	一、六二〇、〇〇〇円	一、六八二、〇〇〇円	二、三〇四、〇〇〇円		

簡易裁判所判事																				
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
二三九、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二六四、三〇〇円	二七四、一〇〇円	三〇一、五〇〇円	三二三、二〇〇円	三三五、〇〇〇円	三五三、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四九二、二〇〇円	六五八、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	二三九、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二六四、三〇〇円	二七四、一〇〇円

(裁判官の育児休業に関する法律の一部改正)
 第二条 裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(期末手当等の支給)

第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の適用を受ける職員(例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、期末手当、勤続手当又は期末特別手当を支給する)。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「改正後の報酬法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

3 改正後の報酬法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、改正後の報酬法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、

裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定等を行うとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める五号以下の判事補の報酬及び十号以下の簡易裁判所判事の報酬について、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、これを増額すること。

2 育児休業をしている裁判官に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて、期末手当、勤続手当又は期末特別手当を支給すること。

3 報酬月額を改定は、平成十一年四月一日にさかのぼって行い、育児休業をしている裁判官に対する期末手当等の支給は、平成十二年一月一日から行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するとともに、育児休業をしている裁判官に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて、期末手当、勤続手当又は期末特別手当を支給しようとするもので、その措置は妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
 平成十一年十一月十七日
 法務委員長 武部 勤
 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院において可決した。
 よって国会法第八十三条により送付する。
 平成十一年十一月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。
 別表(第二条関係)

区	分	俸給	月額	額
検	事 長	一、六八二、〇〇〇円		
次	長 検 事	一、三七五、〇〇〇円		
東	京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、四九一、〇〇〇円		
そ	の 他 の 検 事 長	一、三七五、〇〇〇円		
	一 号	一、三四六、〇〇〇円		
	二 号	一、一八五、〇〇〇円		
	三 号	一、一〇六、〇〇〇円		
	四 号	九三七、〇〇〇円		
	五 号	八一〇、〇〇〇円		
	六 号	七二九、〇〇〇円		
	七 号	六五八、〇〇〇円		
	八 号	五九三、〇〇〇円		
	九 号	四七五、四〇〇円		
	十 号	四三七、〇〇〇円		
	十 一 号	四〇六、六〇〇円		
	十 二 号	三八〇、三〇〇円		

副 検 事												
十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	三五三、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円
三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二二〇、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検察官の俸給等に関する法律の別表に定める十三号以下の検事の俸給及び七号以下の副検事の俸給について、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、これを増額すること。

2 俸給月額の改定は、平成十一年四月一日にさかのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するものであり、その

措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年十一月十七日

法務委員長 武部 勤

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月十二日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び別表第八を」、「別表第六」に、「別表第九まで」を「別表第八まで及び別表第十」に改める。

第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書中「別表第九を」を「別表第十」に改める。

第十八条第二項中「五千七百二十円を」を「五千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万七千四百円を」を「十万七千六百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表 (第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	247,500	336,900	375,400	417,500	472,300	1	593,000
2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
16	410,600	490,900	543,500				
17	420,700	495,400	548,200				
18	430,700	499,800	553,200				
19	440,200	504,200					
20	448,200	508,600					
21	454,300	513,000					
22	459,700						
23	464,400						
24	468,700						
25	473,000						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項、第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第十三項の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第五項において「任期付研究員」という。))にあつては、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。附則第六項において「一般職任期付研究員法」という。)(第六條第一項又は第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)

ける号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(任期付研究員を除く。)に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)(第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。)(第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十二号。附則第六項及び第八項において「平成十年改正法」という。)(附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において防衛庁の職員の給与等に関する法律第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた任期付研究員の俸給月額は、総理府令で定める。(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日(以下この項及び附則第九項において「施行日」という。)(の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)(の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。)(から別表第八まで又は一般職給与改正法第四条の規定による改正前の一般職任期付研究員法(第六條第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員)の、新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間)は、総理府令で定める。切替日から施行日の前日までの間において、平成十年改正法附則第十項から第十二項までの規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員、新法の規定による当該昇給の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づき命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

9 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。)(から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。(自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一 参事官等俸給表 (第四条-第六条、第八条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任 職員 以外 の員	1	247,500	336,900	375,400	417,500	472,300	1	593,000
	2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
	3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
	4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
	5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
	6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
	7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
	13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
	14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
	15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
	16	410,600	490,900	543,500				
	17	420,700	495,400	548,200				
	18	430,700	499,800	553,200				
	19	440,200	504,200					
	20	448,200	508,600					
	21	454,300	513,000					
	22	459,700						
	23	464,400						
	24	468,700						
	25	473,000						
再任 職員		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		-

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

平成十一年十一月十八日 衆議院會議録第五号

(自衛隊員倫理法の一部改正)

13 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項第十号及び第三項第二号中「別表第九を別表第十一」に改める。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨
 本案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与と改定の例に準じてその俸給月額を改定等を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 参事官等及び自衛官の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定すること。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を十万七千六百円(現行十万七千四百円)に引き上げること。
- 3 営外手当の月額を五千八百二十円(現行五千七百二十円)に引き上げること。
- 4 一般職給与法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 5 施行期日等

- (一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、4の規定の整備については、平成十二年一月一日から施行すること。
- (二) この法律(4の規定の整備を除く。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成十一年四月一日から適用すること。
- (三) 俸給の切替え等について規定すること。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁の職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。
 平成十一年十一月十八日
 安全保障委員長 二見 伸明
 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 右の本院提出案を送付する。
 平成十一年十一月十二日
 参議院議長 斎藤 十朗
 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

級	号給	給料	月額
一	一	三八〇、三〇〇円	
二	二	四〇一、七〇〇円	
一	一	四六五、六〇〇円	
二	二	四七七、五〇〇円	
三	三	四八九、五〇〇円	

級	号給	給料	月額
一	一	二八五、三〇〇円	
二	二	二九六、〇〇〇円	
一	一	三三七、五〇〇円	
二	二	三四六、二〇〇円	
三	三	三五四、八〇〇円	
四	四	三六三、五〇〇円	
五	五	三七二、一〇〇円	
一	一	四〇三、八〇〇円	
二	二	四一三、四〇〇円	
三	三	四二三、〇〇〇円	
四	四	四三三、六〇〇円	
五	五	四三九、〇〇〇円	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	一	二八五、三〇〇円	
二	二	二九六、〇〇〇円	
一	一	三三七、五〇〇円	
二	二	三四六、二〇〇円	
三	三	三五四、八〇〇円	
四	四	三六三、五〇〇円	
五	五	三七二、一〇〇円	
一	一	四〇三、八〇〇円	
二	二	四一三、四〇〇円	
三	三	四二三、〇〇〇円	
四	四	四三三、六〇〇円	
五	五	四三九、〇〇〇円	

附則

(施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
 本案の主な内容は次のとおりである。

- 1 一般職の国家公務員の給与と改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定すること。
- 2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十一年四月一日から適用すること。

議案の可決理由
 本案は適切な措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。

平成十一年十一月十八日
 議院運営委員長 大島 理森
 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
 右の本院提出案を送付する。
 平成十一年十一月十二日
 参議院議長 斎藤 十朗
 衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(育児休業中の給与の支給の特例)

第七条の二 育児休業をしている国会議員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第七条の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

附 則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

1 一般職の国家公務員に準じて育児休業中の国会議員に対して、両議院の議長が協議して定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を勤務実績に応じて支給すること。

2 この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は適切な措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年十一月十八日

議院運営委員長 大島 理森

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十一年十一月十八日 衆議院会議録第五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京一〇五
二番四号
大塚区
大塚
省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定 価
（送料別）
本号一部
三三〇円
五円